

平成 2 8 年舟形町議会
第 4 回定例会会議録

舟形町議会

平成28年舟形町議会第4回定例会会議録

招集年月日 平成28年12月1日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 12月6日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一

6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文

7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春

8番 叶内 富夫

4番 佐藤 勇

9番 加藤 憲彦

5番 奥山 謙三

10番 八 湊 太

不応招議員(なし)

平成 28 年 12 月 6 日（火曜日）

第 4 回舟形町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成28年舟形町議会第4回定例会第1日目

平成28年12月6日（火）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 敏 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課財政管財班長 伊藤 茂 樹
副 町 長 酒 井 雅 彦	教 育 委 員 長 高 橋 純 康
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	教 育 長 齊 藤 涉
総 務 課 長 中 山 進	教 育 次 長 叶 内 範 夫
まちづくり課長 伊藤 幸 一	農 業 委 員 会 会 長 加 藤 勝 義
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子
産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明	監 査 事 務 局 長 斉 藤 洋 一
兼農業委員会事務局長	
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	選挙管理委員会書記長 中 山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一	主 任 石 川 忍
---------------------	-----------

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 本期受理の請願

請願第3号 30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる舟形町農業

再生協議会の機能発揮に関する件について

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成28年第4回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名します。6番斎藤好彦君、9番加藤憲彦君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をされています。その結果を叶内議会運営委員長より報告をお願いいたします。

8番 平成28年11月29日開催の議会運営委員会において12月定例会の会期について協議をいたしました。その結果についてご報告いたします。平成28年12月定例会の会期は、本日12月6日から8日までの3日間とすることと決定いたしました。以上報告いたします。

議長 お諮りします。本定例会の会期は、ただいま叶内委員長報告のとおり、本日から8日までの3日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から8日までの3日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については議案書の掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 本期受理の請願

議長 日程第4 本期受理の請願を議題とします。

請願第3号 30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる舟形町農業再生協議会の機能発揮に関する件についてを議題といたします。

請願第3号について、紹介議員、朗読説明を願います。

5 番 おはようございます。それでは、朗読説明をさせていただきます。

受理番号 3。受付年月日、平成28年11月22日。件名、30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる舟形町農業再生協議会の機能発揮に関する件について。

趣旨、別紙のとおり。

請願者、舟形町舟形273番地 1、新庄最上農業協同組合代表理事組合長 安食賢一。新庄最上農協農政対策本部本部長 安食賢一。紹介議員、奥山謙三。

趣旨。

平成25年12月に政府が決定した農林水産業地域の活力創造プランにおいて、30年産を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らずとも国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となって需要に応じた生産に取り組むとの方向性が示されました。

しかし、具体的な仕組みや必要な関連施策等が明らかにされておらず、平成30年産以降の絵姿が見えないといった声や、生産調整が不要になるといった誤解があり、生産現場には不安と動揺が広がっています。米の需給と価格の安定は、生産者、消費者双方にとって重要であり、平成30年産以降においても行政の積極的な関与と指導のもと、全ての産地、生産者によるオール日本、山形市町村で需給調整に取り組まなければなりません。そのためには、地域再生協議会が求める機能を引き続き発揮していく必要があります。

つきましては、舟形町農業再生協議会に係る十分な予算、要員等を確保するとともに、今後とも一部の生産者や団体のみでなく、全ての関係者の参画を促すよう働きかけをお願いするものであります。

以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長 審査の方法についてお諮りいたします。

8 番 請願第 3 号につきましては総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査されることを提案いたします。

議長 ただいま、8 番議員より、請願第 3 号については総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査していただくとの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、請願第 3 号については総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査することに決定いたしました。

日程第 6 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第 6 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、平成28年第 4 回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何か

とお忙しい中、ご出席賜りましてまことにありがとうございます。

去る11月26日に、東京日暮里で最上地域ふるさと連合会の総会が関係者110名を参加し開催され、出席してまいりました。舟形町の関係者は、沼沢会長ほか14名が参加されておりました。そして、多くの方からことしもふるさと納税をしたよと熱いメッセージをいただきました。本当にふるさと舟形町を思い、ふるさとの発展を願う熱い気持ちに心から敬意と感謝を申し上げる次第です。おかげさまで、ふるさと納税はことしも大変順調に寄附金が集まっているようです。

また、ことしの農産物も順調であったようであります。米の仮渡し価格も1万1,000円と昨年よりも若干高く、ネギ8,950万円、アスパラ1,290万円、行者ニンニク等570万円と販売額を伸ばして、ニラは1億円と昨年並みであります。キュウリは3,530万円と、昨年より販売額を落としているようであります。農産物にあつては米価が低迷する中、園芸作物が堅調に販売額を伸ばしているようです。これらのこともあって、認定農業者経営転換事業でアスパラ8人、1ヘクタール、ネギ3人、0.4ヘクタール、ニラ3人、0.4ヘクタール、ニンニク等が5人、0.9ヘクタールと、全体で2.7ヘクタールが経営転換されました。平成30年問題やT P Pの問題を踏まえまして、さらなる農業振興策の支援に努めていきたいと考えます。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、9月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

(1) 知事と語ろう市町村ミーティング i n ふながたについて。

9月15日木曜日舟形町中央公民館において「知事と語ろう市町村ミーティング i n ふながた」が開催されました。吉村知事は開催時間前に鮎中間育成施設や建設中のサケふ化場と舟形マッシュルームの3カ所を視察してからのミーティングとなりました。ミーティング会場では、知事が初めに県政運営を説明した後、町民の方々から町に関係する県事業等への要望が出されたり、知事と直接意見を交わしました。会場には最上総合支庁長をはじめ各部長さん等も出席され、質問に対しそれぞれ専門的なことも丁寧に説明をいただきました。こうした機会が地域で抱えている課題の解消につながり、今後の町政運営にもプラスになるものと期待をしております。

次に、教育旅行受け入れ10周年記念植樹式についてであります。

ふながた自然田舎まるごと体験実行委員会が行っている仙台市立五橋中学校の教育旅行受け入れがことしで10周年を迎え、9月21日水曜日に五橋中学校の野外活動実行委員の皆さんが田んぼの稲刈り作業体験で訪れており、その作業の後、町農村環境改善センター前で記念植樹式を行いました。加藤和利実行委員会会長をはじめ、役員の皆さんと五橋中学校の野外活動実行委員会の皆さんとで大山桜2本を植樹しました。これからもこの事業が五橋の生徒たちと町との歴史を刻みながら、よい関係での事業展開を今後とも期待するところです。

次に、最上小国川ダム安全祈願祭及びダム本体コンクリート初打設式についてであります。

10月11日火曜日に最上小国川流水型ダム堤体工事の初打設安全祈願祭及び見学会が最上町赤

倉の現地工事現場において、最上総合支庁横山建設部長をはじめ、県議会、最上町、舟形町、小国川漁業協同組合の関係者50名が出席しとり行われました。

このダムは、河床部に常用洪水吐きを設けた流水型ダムであり、最上川小国川における治水対策を進め、流域の安全安心を確保するものであります。

今後は、ダム堤体工事が本格化し、ダム早期完成に向け、さらなる工事進捗を願うものであります。

次に、舟形町サケふ化場の落成式についてであります。

10月28日金曜日、舟形町サケふ化場が山形県最上小国川流域産地協議会、最上町、地権者の皆様、工事に携われた皆様など多くの方々のご尽力をいただきながら落成式がとり行われました。

新築されたふ化場や水源井戸は、平成28年度に国の補助事業である「強い水産業づくり交付金事業」を活用して、総工費1億8,592万6,000円を投じて建設したものです。最上小国川におけるサケふ化・飼育事業の充実を図るとともに、鮎の中間育成事業においても活用し、鮎の増産を目指したいと思っております。

今後の内水面漁業の振興はもとより、舟形町の産業の振興、観光の振興、清流最上小国川の環境保全など、舟形町、最上町の創造的な発展に寄与したいと考えております。

次に、ほほえみ保育園の業務委託についてであります。

ほほえみ保育園の保育業務につきましては、平成29年4月を目途に舟形町社会福祉協議会に委託することで事務を進めていますが、11月28日月曜日開催の社会福祉協議会の理事会で、同協議会の事業に「ほほえみ保育園の管理運営事業」を追加する定款変更の議案を提案し、満場一致で承認されました。同協議会定款施行細則の変更では、評議委員のメンバーにほほえみ保育園保護者会代表を加える等、組織の体制整備も行いました。

10月23日には、ほほえみ保育園臨時保育士を対象とした保育士採用試験を実施しました。14人の応募があり、当初は10人程度の採用予定でありましたが、保育士不足の状況下でぜひ必要な人材であることから、13人に内定通知を出しております。

また、保護者や地域住民を対象とした説明会を11月28日から30日までの3日間、3会場で実施しました。保護者の参加は少人数でありましたが、今後の保育業務全般について地域の方々と認識を共有できたと考えております。

以上、5件について行政報告を申し上げます。なお、9月定例町議会以降の主要行事につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

さて、本定例会に提案します案件は、平成28年度一般会計補正予算、介護保険特別会計補正予算、簡易水道事業特別会計補正予算、農業集落排水事業特別会計補正予算、公共下水道特別会計補正予算と予算の補正が5件、舟形町農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定が1件、舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、舟形町特別職の

職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、舟形町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について及び舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてと条例の制定が5件、財産の処分が1件、舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について、舟形町人権擁護委員の推薦についてと人事案件が2件、合計14件でございます。提出いたしました議案についてよろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

日程第7 一般質問

議長 日程第7 一般質問をお受けいたします。順次発言を許可します。

5番 おはようございます。

それでは、通告書に従い朗読をし、一般質問を行いたいと思います。

まず、最初に「サービスつき高齢者向け住宅の整備を」と題しまして行います。

舟形町の平成27年の高齢化率は34.4%で、山形県、全国の結果を大幅に上回っています。このままで推移すると、2040年までに町の高齢化率は46%になるとの予想もあります。さらに、舟形町における高齢者世帯数も単独世帯、夫婦世帯とも年々加速的に増加傾向にあります。平成27年は、単独世帯が148世帯、夫婦世帯201世帯となっております。

現在、国においては団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括システムの構築を進めており、住まいについては、自宅のほかにサービスつき高齢者向け住宅が中心的な役割を持つものとして位置づけられております。

舟形町においては、4カ所の介護施設が重度な要介護状態となった方への支援の中心的役割を果たしています。一方、軽度な要介護状態の方や、要介護状態ではないものの自分での生活に不安を感じている方への住まいを含めた支援が十分とは言えない状況であるため、多様なニーズに対応するために要介護認定にかかわらず入所できるサービスつき高齢者向け住宅整備について、町長の見解を伺います。

次に、「屋内児童遊戯施設の設置を」と題して行います。

「子育てするなら舟形町で」を合言葉に保健、医療支援、福祉支援、教育支援、定住支援、結婚支援ときめ細かい支援策を講じていることについて感謝申し上げます。

土日、祭日に子供を安心して遊ばせる屋内施設がこの舟形町にはない状況です。町には閉校になった施設が多くあり、これらを活用しながら屋内児童遊戯施設を整備することは、さほど難しい問題ではないように考えますが、町長の考えをお聞きします。

以上です。

町長 それでは、5 番奥山謙三議員の「サービスつき高齢者向け住宅の整備を」についての質問にお答えいたします。

町では、平成27年度に策定した舟形町総合戦略の中で、サービスつき高齢者住宅について言及しています。この計画は、2019年までの第6次の町総合発展計画を補完しながら人口減少の抑制の観点から施策を推進するものとして、平成27年度から平成31年までの5カ年の計画として策定されたものです。

その中で、サービスつき高齢者向け住宅は、主にUJIターン者の受け入れとしての環境整備として掲載されています。サービスつき高齢者向け住宅とはバリアフリー対応の賃貸住宅で、主に介護認定のない自立あるいは軽度の要介護状態の高齢者を受け入れます。

さらに、生活相談員が常駐し、入居者の安否確認や生活支援サービスを提供することが条件となっています。

5 番議員が懸念される老人世帯、ひとり暮らし世帯の状況を考えるとき、医療や福祉の課題もそうですが、そうした世帯の方の退院後の生活や冬期間の雪に対する不安など、多くの課題や不安が出ると想定されています。

そうしたことへの町の支援事業として、高齢者生活福祉センター事業の「ゆいの家」があります。この事業は、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することを目的としており、利用対象者は60歳以上のひとり暮らし者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢者のため独立しての生活に不安のある方が対象となっています。こうした意味においては、サービスつき高齢者向け住宅と共通する施設であると思っております。

利用状況については登録制になっており、夫婦世帯対応の居室が1室、単身での居室が9室あり、10室のうち現在9人の方で9室登録されております。夫婦世帯の1室だけがあいている状況で、需要は高いと認識しております。今後こうした状況を踏まえ、老人世帯やひとり暮らしの方々が後年の不安を取り除くために、将来の生活設計を検討し、元気なうちに住まいについて考える情報や機会を提供しながら、サービスつき高齢者向け住宅の必要性を見きわめながら検討していきたいと考えております。

また、年明けに第7次の介護保険計画の策定のための介護予防日常生活圏域のニーズ調査を実施する予定でもおりますので、調査の中でそうした住宅の必要性などにも触れ、検討していきたいと思います。

次に、「屋内児童遊戯施設の設置を」についての質問にお答えします。

まず初めに、廃校舎についてであります。当初、活用等が決まるまでは避難所としての利用に加え、町民の方々に有効に活用していただけるよう地域の交流センターとして位置づけ、イ

ベントやスポ少の活動の場として利用していただいております。その後、交流センターの一部を加工施設や誘致が決まったリングローへの貸与等をしてしておりますが、残っている部屋や体育館については、現在も交流センターとして活用をいただいております。27年度の交流センターの利用状況は、長沢交流センターが80回、700名の利用、富長交流センターは160回、1,669人の利用があります。したがって、保護者の方々が屋内施設としてお子さんと利用することは可能となっていますし、町内の方であれば利用料も発生しない状況となっております。また、富長交流センターには集落支援員を配置し、長沢交流センターにも隣の生涯学習センターに同様に集落支援員を配置しておりますので、借りやすい環境も整えており、有効に活用をいただきたいと考えております。

町が空き校舎を活用して屋内児童遊戯施設の設置をすることについては、職員の配置や遊具の整備など経費と需要の問題もあり、難しいと考えております。ちなみに、新庄市のわらすこ広場は、2,300万円程度の費用がかかっているようです。ただ、各市町村においてもそういうニーズはあります。しかし、1町村で設置するのは、人材等の確保や費用の面で難しいとの各町村の判断から、定住自立圏構想の中で新庄市が設置しているわらすこ広場に委託できないか、現在実現に向け検討されておりますので、その推移を見守りたいと考えております。

5番 最初に、サービスつき高齢者向け住宅の整備について再質問をさせていただきます。

町の基本構想の中でU I Jのターンの受け入れとして考えたというようなことなんですけれども、森町長が公約にしている住んでいる方々がいい町と実感できるような町にしたいというような中で、やはりむしろ逆に住んでいる高齢者が満足できるような施策としてこれを考えていくというそのことのほうが、私は正解なんじゃないのかなという感じがしますが、この辺について町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 議員のおっしゃられるとおりであるというふうに思います。私も副町長の紹介をいただきながら、大石田町の駅前にレインボーヒルズというサービスつき高齢者住宅が建設されておりましたので、そこを視察に行ってまいりました。そこは、サービスつき高齢者住宅と有料賃貸住宅というような形で一般の方も入居しているというふうな非常に理想的な運営形態だなというふうに思っておりました。

ただ、やはり大石田町の駅前ということ、それから新幹線がとまる駅であるということの立地条件が1つは要件だというようなお話をオーナーの星川さんのほうからお聞きをしてまいりました。

やはり、舟形町においても雪の負担、雪の苦労というのが、大きく老後については問題になってくるというふうなことだと思います。その点を解決するには、サービスつき高齢者住宅の必要性は非常に高いものだというふうに思っております。

ただし、その運営についてはいろいろ調べてみましたけれども、基本的にはやはり自治体、

行政側が運営をしているというところは少ない。大半が民間事業者の運営だということであるようです。そういったことも踏まえて、今後、民間事業者が舟形町においてサービスつき高齢者住宅を建設してもらえるような努力を続けていきたいと思っていますし、その条件面の整備も今後は課題となってくるのかなというふうに思います。

やはり、サービスつき高齢者住宅もただではございませんので、そういったところを踏まえまして、ここで本当に住んでもらえるというような、老後も安心して暮らせるようなそういう1つの施策としては有効なものだというふうに思っておりますので、今後とも努力をしてまいりたいというふうに思います。

5番 ただいま町長から答弁あったとおり、やはり基本的な考え方としては公設民営なのかなと。やはりこういったことについて行政が運営するというのは、どうしても非効率的にならざるを得ないというふうに考えるわけでありますので、具体的なまだ話がない中での一般質問でありますので、私の思い、そして町長の思いというようなものをちょっと話をさせていただければいいのかなというふうに思います。

1つは、やはり舟形町中心部はともかく、やはり外部というのはどうしても世帯数が減ってきている、さらには高齢者世帯がふえているという中で、ややもすると町外に出ていってしまうという可能性が高いわけであります。そういったことを考えていくと、やはり町に引きとめるというふうな一方法としてのこの高齢者向け住宅の整備というようなものが考える必要があるのではないかなというふうに思うわけであります。

そういった中で、つくる場所ですけれども、やはり自分がもし高齢者になって入居するとすれば、健康な方も入所できるわけでありますので、歩いていろいろなサービスが受けられる場所、要するに公的サービス、あと買い物、医療、あらゆる面でこのサービスが受けやすい、要するに歩いていけるような場所につくるというのが基本じゃないのかなというふうに思います。そういったところで、もし町長が建設というようなものを想定した場合、私ははっきり言って「ゆいの家」は確かにいいんですけれども、自分で歩いていろいろなサービスが受けられないということを考えていくと、やはりこの中心部につくるというのがいいんじゃないかなというふうに考えますが、この辺についての町長の考えを聞きたいと思います。

町長 建設場所について具体的に今どうというふうなこともございませんし、それからサービスつき高齢者住宅の今すぐ建設するという計画も今は持っておりません。ただ、やはり先ほど申し上げましたとおり、安心して暮らしていくためには雪の苦労を、負担を減らすということが第一なんだろうと思います。大石田のレインボーヒルズさんを視察させていただいたときにも雪を一切触らせないんだというようなことで、車庫も屋根つきの車庫でございました。そういうところでまず雪の苦労を減らすというのが第一番だというふうなことでの認識はあるというふうに思います。

建設場所についてなんですが、平成18年当時に職員でつくる住宅政策研究会というものがありまして、その際には子育て支援住宅というふうなことで各全町にアンケート調査をしながら、若い人たちが住んでもらえるための住宅はどうあるべきかということで調査しながら、その結果出たのが集合住宅というふうなことの中でつくっております。

もう一つその研究会の中で答申したものが、高齢者のアパートが必要だろうというようなことがあります。それにつきましては、やはり奥山議員の言われるとおり駅に近く、診療所に近く、それから薬局等に近いというようなことの中で、その当時はまだ駐車場になっておりませんし、消防のポンプ小屋もできておりませんでしたけれども、農協の倉庫の向かいあたりにそういった施設をつくればいいのじゃないかというような答申をした経緯がございます。

ただ、その後状況がまた変わっておりますし、いろいろな建物も建っておりますので、今後そういったものをつくる際については、しっかりと検討していかなければいけないというふうには思います。

当然、サービスつき高齢者住宅については要介護1、2もしくは要支援1、2というようなまだ介護施設に入る前の段階の人、それから健康な人というふうなことでございますので、そういったところの観点をしっかりと踏まえて、そういうもし建設する場合にあつてはそういったところの立地条件を検討する必要があると思います。

ただ、やはり町でつくるというようなことについてのまだ議論もされておられませんので、今のところとしては、しっかりと民間業者さんの中でそういった取り組みをしていただけたところをしっかりと探していきたいというふうに思っているところです。

5番 ぜひ参考にしていただきたいというふうに思うのが、西川町でつくりました経過を私持っているんですけども、この辺のところもぜひ参考にして進めていただきたいというふうに思います。

それで、最後の回答のほうの中で、第7次の介護保険計画策定の段階で介護、あと日常生活圏域のニーズ調査を実施するというふうなことであります。ぜひやはりこれをやっていかないと、ベースはこのニーズを調査しなければ町のほうでも動けないというふうに思います。当然西川町でもベースが、この調査に基づいたニーズを実施して、それを踏まえてこういう建築に行っているということなので、ぜひ第7次の保険計画策定の中で調査を実施し、そして需要というようなものを把握しながらこの整備について進めていただきたいと思います。そういったことでまず1つが確実に調査をやっていただけるのか、これについて確認を含めて質問します。

町長 第7次の介護保険計画が行われますので、その前のニーズ調査については、しっかりとこういったことをやっていきたいというふうに思います。

あと、そういったサービスつき高齢者住宅等が建設されれば、空き家対策等の問題にも大きく貢献するものがあるのかなというふうに思います。やはり、介護施設に入るような段階まで一

戸建てのお家にいるというのではなくて、元気なうちにそういった住宅に住めていければ、その財産等の問題についてもいろいろと配慮できるものがあるのかなと思っておりますし、そういったところも相対的に考えながらこういった事業を進めていきたいというふうには思っておりますので、そういった調査についてはしっかりと調査をしていきたいと思っております。

5番 ぜひ調査を実施し、ニーズを把握しながらこれらの整備について進めていきたいというふうに思います。

非常に口幅ったいような感じがしますが、確認であります、このサービスつき高齢者向け住宅への住所地特例の適用があるというようなところを少し説明させていただきたいというふうに思います。

サービスつき高齢者向け住宅の所在市町村の負担を考慮し、サービスつき高齢者向け住宅についても住所地特例の対象とするというふうなことで国のほうで方針を出しております。住所地特例とはということで大変はばかれるんですけども、介護保険においては住所地の市町村は保険者となり、住所を置く被保険者が利用するサービスの給付費を負担することが原則だが、介護保険施設等の所在する市町村の財政に配慮するため、入所者は入所前の市町村の被保険者となることで入所前の市町村がサービスの給付費を負担する特例というふうなことで、この各他市町村からこのサービスつき高齢者住宅に入って、介護状態になって介護支援を受けるようになったときのこの保険等については旧、入る前の住所地で行政が負担するというふうなことから、よその方々が入所しても直接町の負担がふえるということはないので、この辺もひとつご承知おきをしながら、大変口幅ったいようでありますけれども、この整備について進めていただきたいと、検討を進めていただきたいというふうに思います。

次に、屋内遊具施設について移らせていただきます。

私は、あえてさほど難しい問題ではないというふうな言葉を出したというのは、今公民連携というふうなことがあります。1つは民間、公共施設などの建設や運営などを民間企業の資金や経営能力、技術的能力を使って行う手法。この方法で指定管理制度、公設民営方式、包括的民営委託、あと自治体の業務のアウトソーシングというふうなさまざまな形態がありますが、この原因というのがやはり財政がひっ迫しているというふうなことで、民間の資金とノウハウを活用したいというふうなことのようであります。

そういった中で、企業の中には社会利益と企業利益の相乗発揮を目指す企業がふえているということであります。表面的なこのCSRを超えて公共施設への進出を図る企業が出てきているというふうなことを考えていくと、幸い舟形町には来年度から長沢小学校を活用していろいろな活動をしたいという企業が来ているようであります。こういった企業とタイアップしながら、この屋内遊戯施設というふうなことをできないかなという提案なんです。決して町のほうでやれと私は全然思っておりません。やはり町のほうでもいくばくかのお金を出し、あと進出してくる企業

のほうからも支援いただいて、あの長沢小学校の中の1室にそういうふうな遊具施設をつくったらどうですかというような提案なんです。やはりこのことをすることによって、来る企業にとっても地域貢献にもなるし、会社の名前を売るといいますか社会貢献の名前を高めていくということにもつながるというふうに思うわけです。

だから、私的には行政にやれと一言も考えておりません。ぜひとも公民連携で、せっかく東京から舟形に来て廃校を活用して地域貢献をしたいという会社があるわけなので、そういったところとタイアップしながら進めたらどうですかという提案なんです。このことについて町長ちょっと回答お願いしたいなというふうに思います。

町長 長沢小学校にリングローさんが入っていただけということで、甲州さんという方が7月くらいからずっと常駐していただきましたし、それから關さんという女の方が約2カ月間、11月の20日ころまで来ていただいて、いろいろと舟形町を視察していただいております。その中で、先般リングローさんのほうでその長沢小学校の内部の改修等についても地元企業さん等に対してこのような形でしてほしいというような提案説明をして、近々工事の発注がなされるというふうな状況でありまして、その内容等についてもデザイナーの方々からこの舟形町に合うようなというふうなことでの提案をしていただいて、奇抜なものではなくてしっかり舟形町にあったような、そういうもので中の改修等がなされるものというふうに認識をしております。

今、リングローさんを中心としてというふうなことで屋内遊戯場のお話もございましたけれども、リングローさんとしては地域貢献としての意味合いでの廃校への進出というようなことが第一義でございまして、その中で営業的に売り上げがどう伸びるというようなことではなくて、リングローさんとしての今後の会社のコンピューターの再利用の販売を上げるという一端の中で、そういった地域貢献の事業としてこういった地域の廃校を利用した集学校というような取り組みをなされていると思います。その中で、いろいろと地域の方々にコンピューターの取り扱いの教室等をいろいろやっていたいただいているところであります。

そうした中でも、さらに奥山議員の言われるとおりそういった子供向けのというふうなことがあるようにすけれども、遊戯施設というよりは先日もちよっとお話をさせていただいたんですが、いきいき百歳体操とか町のほうで健康体操をしておりますけれども、そこにWiiですか、テレビゲームのような体を使って動かせるようなそういうものも提案をしていただきました。そういったものも来年度から取り入れたらどうでしょうかというようなこともありましたので、そういった健康活動に関してもそういったパソコンを通しての活用というふうなことで積極的に参加していただいていると思います。

質問の遊戯室についてなんですが、その件についてはリングローさんのほうともまだお話を全然しておりませんので、どのようになるかわかりませんが、ただ基本的にリングローさんのほうとしては、そういう地域貢献の姿勢であります。

ただし、インターネット等でいろいろ調べましたら屋内遊戯施設の遊具もかなり高額なものでありますし、そういったところ、相手の入ってきていただいている、進出していただいているリングローさんだけにお任せしてというふうなこともどうかとも思いますし、いろいろ調べましたら、やはりそういった屋内遊具でも安全だというふうな思い込みがあって若干けが等もあるようです。そういったところも踏まえて、利用する側のニーズそれから責任等も踏まえながら、やはり協議を進めていかなければいけないというふうに思いますので、その点については時間をいただきながら、お話の質問の趣旨は十分理解しておりますので、今後リングローさんとも協議を進めながら検討していきたいというふうに思っております。

5番 非常に町長のほうからリングローさんと協議したいというふうな前向きの回答をいただいて、ほっとしているところであります。このことにつきましては私、可能かどうかちょっと話をできております。そういった中で正直言って非常に前向きでした。ぜひ地域貢献の一環としてやりたいという強い思いがありましたので、ぜひこの実現に向けていろいろな課題はあろうかと思いますが、一つ一つクリアをして、将来のこの舟形町を担う子供たちのためにぜひともこのような遊戯施設をつくっていただきたいということと、このことよってのリングローの地域貢献、社会的貢献が高まるということもありますので、ひとつこれからの政策の中で公民連携というふうなものを進めていただきたいと。その一環として、この遊具施設の整備ということについてひとつ検討していただきたいということをお願いをしまして私の一般質問を終わりますが、最後に町長のほうからこのことについてどういうふうな感想を持ったのか、もう一度お聞きしたいと思います。

町長 リングローさんとお話をもう既になされているということであれば、来月も多分社長さんがまたおいでになるというお話でしたので、その際にもその件について前向きに進めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長 これをもって、5番奥山謙三君の一般質問を終結いたします。

6番 私からは、さきの通告に従いまして2点についてご質問させていただきます。

まず初めに、「舟形町総合戦略1年目の成果は」と題してご質問いたします。

創生法の法律のもと、平成27年10月に縄文ルネサンス・理想郷ふながたの創生という基本理念に立った「舟形町人口ビジョン・総合戦略」が策定されました。本町の総合戦略は、町の最上位計画である第6次舟形町総合発展計画を補完するものであり、特に人口減少抑制について今後5年間の基本方向、具体的な施策をまとめ、取り組んでいるところでございます。

舟形町人口ビジョンでは、目指すべき3点の方向を定め、その指標の達成に向け、国、県と同様にKPIを設定し、成果、数値目標を明確にして進められておりますが、地域の活性化は数字だけではないと考えます。地域に対し情熱を傾け、知恵と努力を結集することが必要であり、町民のほうに顔を向け地域の必要性に沿った政策が重要であると思います。総合戦略を策定、実

践し、1年経過後の成果について町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「野生鳥獣被害の早急な対策を」と題してご質問いたします。

近年、全国的に鹿、イノシシ、猿などの野生鳥獣による農作物被害が多く発生しております。加えて本年は熊の出没が多く、本町でもかつてない発見通報が寄せられ、防災無線により町民に注意を呼びかけております。また、隣の秋田県では、タケノコとりの高齢者が相次いで熊に襲われ、4人が死亡、3人が重軽傷を負った事故は、長く熊の生態にかかわってきた専門家でも熊の恐ろしさを再認識したというマスコミ報道もございました。

本町では、イノシシの出没件数が急激な増加傾向にあり、自家野菜等への被害が広範囲に及んでいるように思います。町と猟友会が連携して捕獲おりを設置していますが、捕獲には至っていないのが現状です。幸いにして本町での人的被害は発生しておりませんが、いつ事故が発生するか予想がつかないのも事実です。事故が発生する前に対策が必要と考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、6番斎藤好彦議員の「舟形町総合戦略1年目の成果は」についての質問にお答えいたします。

舟形町総合戦略については、策定完成の昨年10月までに議会の皆様方へご説明申し上げ、ご理解いただき推進している計画であります。ことし8月に舟形町総合戦略推進会議において基本目標で設定した数値目標や、重要業績評価指数、KPIについて検証を行いました。会議では、数字だけ見れば全体的に余り進まなかったという内容の評価であったと認識しております。しかしながら、国からの交付金の活用については、平成26年度に国からの交付金を受け、平成27年度に繰り越した地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金いわゆる地方創生先行型交付金の基礎交付分で、計画策定費と少子化対策事業へ充当活用しております。

少子化対策事業では、保育料の負担軽減ということで、保育料の2分の1を補助するほほえみサポート給付金をはじめ婚活事業補助金、結婚祝い金交付金、子供の出生時に交付する子ども養育支援金として事業に充当してきました。

また、平成27年度の交付金である上乗せ交付金分については、子育て支援事業として高校生までの医療費の無料化、雇用促進対策事業として企業支援補助金、資格取得補助金の制定、豪雪対策特別措置事業として除雪機械購入費補助金などにも充当活用しております。平成26年度の繰越予算分も含めると、交付金の実績額は3,725万3,748円となっています。

しかしながら、平成28年度においては事業を継続しておりますが、そのほとんどが交付金の対象とはならず、今年度は補助財源のない事業運営として継続をしております。

また、今年度当初で国では加速化交付金ということで募集があり、町としては総合戦略におけるさまざまな施策を組み合わせ検討してまいりました。進捗状況については、例を挙げれば、空き家を活用し農業起業型の移住推進事業の発想、堀内にある新雪国エコ環境住宅のさらなる導

入による農業従事者の獲得など、企画案として応募の計画をしておりましたが、どうしても移住者に偏った事業展開となるため見送ってきた経過があります。

そうしたことから、地方創生については、現在町が抱えている課題を解消発展させることを重視して施策を企画するよう方針をとらせております。

先般、地方創生推進交付金事業として除雪機の導入、克雪住宅の研究、移住推進のPR、生活道路の整備を組み合わせた施策を企画し、今後必要となる事業財源を確保する目的で申請しましたが、採択になりませんでした。また、地方創生拠点整備交付金事業への応募事業として若あゆ温泉を拠点にした健康づくり、またコテージを活用してお試し移住の提供のための環境整備を目的とあわせて、若あゆ温泉施設の改修工事費の財源を確保するため活用できないか内容を検討しております。

地方創生事業をうまく活用できればよいのですが、どうしても移住対策が前面での事業が優先される傾向にあるように思います。町としては、今町に住んでいる人たちが、これからもずっと舟形に住んでもらえるための事業として活用すべく、さらに模索して申請してまいりたいと思います。

次に、「野生鳥獣被害の早急な対策を」についての質問にお答えします。

今年度の有害鳥獣の目撃及び被害の状況ですが、町に寄せられた目撃情報の件数は、熊は22件、ニホンザル14件、イノシシ10件で、計46件であります。また、目撃場所は、熊は長沢、富田、舟形地内、ニホンザルは長沢、一ノ関地内、イノシシは福寿野、長者原、長沢地内となっています。農作物の被害については栗、ジャガイモ、ユリネ、スイカ、ブドウ、サクランボと幅広く被害の報告はありましたが、幸いにして人への被害は報告されておりません。

有害鳥獣の町の対応としましては、目撃情報による現地確認、関係機関への連絡、防災無線での周知徹底、町猟友会による必要に応じての駆除、捕獲対策を行ってきているところです。町では、有害鳥獣の目撃件数が毎年増加している状況から、今年度は動物駆除花火の取り扱い資格の講習会に町猟友会会員13名、町職員4名が参加し、日本煙火協会からの保安手帳の交付取得講習会を行いました。猟友会に鳥獣追い払い用の花火を交付し、初動対策を講じるとともに町民の安全安心のためにご尽力いただけるようお願いしたところであります。

鳥獣被害の発生する前の対策としては、町民の身の安全のための情報の周知と町猟友会や県との情報の共有、県に対する春先の捕獲わなの設置の許可申請など、これまでの出沒する時期に町広報やのぼりの設置、防災無線による周知を行い、これまで以上に鳥獣被害に対する危機管理を持ち、町民1人として被害に遭わないように必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

6番 それでは、二、三再質問をさせていただきます。

まず、はじめに総合戦略の件でございますが、町長もご存じのとおり国が示しておりますこのKPI、いわゆる重要業績評価指数につきましては、この制度が最も進んでいるイギリスの制

度を採用したと伺ってございます。

ただ、イギリスと大きく違うのは、国と県は評価については各自治体に任せているという点が大きく違っているかと思います。ですから、各自治体では自分でつくったものは自分で評価しなさいということかと思いますが、いずれにしても評価の主体はサービスを受ける町民でございまして。結果は町民が満足できたかどうかにかかっているかと思います。数値ではなかなか把握できない、難しい点かと思いますが、このあたりについて町長のお考えをお伺いいたします。

町長 8月に行われました総合戦略推進会議の資料にもあるんですが、数値的に目標を立てたその数字にやはり到達していないところがあったものですから、総合評価というところでは余り進んでいないというような評価があったようです。ただし、この数値目標が全てなのかというふうなことについては、私は斎藤議員と同じ考えでありまして、数値だけで測れるものではないというふうに思っております。そのためにもやはり町民一人一人の幸福度、そういったものを上げていく必要があるというふうに思っています。斎藤議員の質問にもありましたが、町民のニーズに沿ってという町民の側に立ってというような行政の立ち位置が、今後とも舟形町が住民と一緒にまちづくりをする根本だというふうに思っておりますし、その幸福度を上げる最大のものだというふうに考えておりますので、立てた目標は目標としてその実現に向けて頑張っていくんですが、輸血のようにすぐにということではなくて、漢方薬のようにしっかりと今住んでいる人たちが幸せだと、豊かだというような思いの中で、いずれこの町がいいというふうに思って移住してくれる人たちがふえてくることを私は願っているところでございます。

6番 ただいま町長がおっしゃっているとおり数字ではないということでございます。現状分析なり状況把握など含め、数字だけにとらわれることなく目に見えない成果といいますか、目に見ることができない成果あたりを重視するような姿勢で取り組むべきではないかなと思っておりますのでございます。

今、町長の答弁にもございましたが、8月の推進会議でこの評価は全体的には余り進んでいないという評価だったということでございますが、町長ご自身も同様にお考えなのか、町長の目で推進会議の判定についてどうお考えなのかお伺いします。

町長 推進会議のメンバーの方々がそういう評価をなされたということについては、やはりそれは1つの目標として重く受けとめる必要はあるというふうに思います。ただ、この内容については、先ほども申し上げましたとおり舟形町としてどうやって自立をしていくかと、舟形町の町民がここに住んでいいよと、非常にいいところだと言ってもらわなければ舟形町の存在意義もないというふうに思っておりますので、そういったことの観点から申し上げまして、少しずつ今そちらのほうに向かっているというふうなことで、急激に移住者をふやすとかいろいろな目標はございますけれども、それよりも少しずつ町民の側に立っていくべきだというふうに思っておりますので、この評価は先ほども言ったとおりしっかりと受けとめながらも、それにこだわることなく

町民の本当に身近なところの問題を少しずつでも解決していくように努力していきたいというふうに考えているところです。

6番 答弁書にもございますが、町ではこの1年間、先行型交付金なり上乗せ交付金の活用によりまして、さまざまな事業実績がございます。ただ、単に補助金をもらうための総合戦略であってはならないと思っているところでございます。何回も繰り返しますが業績評価の数字にとられることなく企画した事業、ただいま町長がおっしゃられたように着実に実践していくことが必要であって、やり方といいますか手法でございしますが、私が考える手法でございしますが、町長が頭で職員が手足ではなくて、職員が発想したことを町長が支援するというような、そういった仕組みづくりでどんどんとさまざまな取り入れながら進めるべきではないかと思いますが、このような発想について町長のお考えをお伺いします。

町長 6番議員のおっしゃられるとおりで、私も同感であります。やはり、町長が町の行政の全てをとすることは一切思っておりません。職員がどんどんこの町のことを考えるようにならないと、決してこの町の発展はないというふうに思っておりますので、より職員が町民の側に立っていろいろな施策、そういった案を、アイデアを出していただければどんどんそういったものを取り入れていきたいというふうに考えておりますし、また、そういった職員を多くつくることが私の使命だというふうに思っておりますので、今後とも職員のほうについてはいろいろとお話をさせていただきながら、どんどんそういったことの提案ができるような環境づくりも進めていきたいと思っております。

6番 今申し上げましたように、この1年間でさまざまな交付金を利用して事業を展開してございますが、答弁書もございますが、事業の見送りや事業の不採択ということが実際に起こっております。事業が順調に進捗していることはないのかなとちょっと不安に思っているところはございますが、答弁書でもありますが町が抱えている課題を解消、発展させることを重視して施策を企画するという方針に方向転換しているようでございますが、町が抱える課題というのは、町長どのようなことを思っておるところでございしますか。

町長 ご指摘のとおり、なかなか地方創生とはいうものの、地方に自主的な主導権がなくて地方でいろいろ考えさせて競争させて、それを採択するのは国の人だというようなわけのわからない制度だというふうに思っております。答弁書にもありましたけれども、先行型でお金が来た分について、いろいろと少子化対策なり、先ほど申し上げましたがほほえみ保育園の保育料の2分の1の補助というものは、当初1年だけお金は来ましたが2年目以降はその財源はないというような状況です。一度やったもの、事業については、これは石にかじりついてはやっていかなければだめだというふうに思っておりますし、そういったところの中でさらにこういったものを進めていくというふうなことで考えて、まずは雪の負担を減らすというようなことでいろいろ生活道路の整備、それから生活道路を除雪するための機械購入等々の話とか、あと町民の健康を考

えて若あゆ温泉を中心とした健康づくりというふうなことをお題目に若あゆ温泉の改修等のもくろみもしてみましたけれども、なかなか国のほうの採択というのは、非常に全国的にも目立つような対外的に受けるようなそういったものが多く採択されているというように思います。全く、何のための地方創生なのかというものが本当にわからないところもありまして、いろいろと今別の観点からいろいろな中央省庁のほうにも手をまわしながら、どうやったら採択になるのかというようなところまでも今研究をしているところです。いろいろと一筋、まっすぐにぶつかっただけでは採択にならないというふうなお話も聞きますし、そういったところをいろいろと削る、それから方法、そしていろいろな方のご照会をいただきながら何とか舟形町としての施策を進めていきたいというふうに思っているところですが、その主な事業については、やはり先ほど言ったとおり雪の負担を軽くする、それから健康で長生きできると、そういったもの、さらには教育といったものの取り組みについて、何とか地方創生の中で地元に住んでいる人が本当にいいところだと言ってもらえるような施策を国のほうに訴えていきたいというふうに考えているところです。

6番 ちょっと今答弁、内容がちょっと理解できなかった。私が聞いたのは、町長が考える町の課題は何なのかというその点なんですけれども、今言ったその雪なり教育なりだろうと思うんですけれども、焦点を絞った考えというか、そのあたりはないですか。

町長 先ほど言ったとおりで、ちょっと前段が長すぎて申しわけないんですが、やはり雪の負担を減らすと、これが一番大事だというふうに思います。全国1,800の自治体が地方創生で競争していますけれども、やはり雪の負担のある自治体については、スタートラインからやはりおくれでスタートするような、下がった位置からのスタートというふうにならざるを得ないというふうに思います。やはりそこに住んでいる人たちがしっかりと、よそに移住しない、そして雪が降ったところでもこちらのほうに移住していただけるような、そういう舟形町にしていきたいという思いがありますので、まずそこは第一義的です。

それから、やはり健康という部分の中で、いろいろといきいき百歳体操もありますけれども、健康長寿、健康寿命を延ばすというようなこともこれも大事なことだと思いますので、そういったところの施策を具体的にはということできるとなかなかこの場ですぐにはできませんけれども、そういった中身の事業内容のものを多く国のほうに要望していきたいという考えでおります。

6番 そういう町長のお考えがあるのであれば、雪なり健康なり教育なりについて、特化した事業に取り組むといえますか、今の総合戦略は総合戦略として、その課題なりを分析しながら進めていただきたいと思います。ただ、答弁書にもございます町長も言ってございますが、なかなか補助がつかない、28年度は財源がないままその総合戦略を進めなくちゃいけないという状況でございまして、そのあたりのその対象となる事業なり、それを模索しながら、できるだけ単費が負担にならないような形で進めていただきたいと思いますとおるところでございます。

ちょっと方向を変えますが、答弁の中で移住の点がネックになっているような点がございましたが、昨年の12月の議会で私の質問の中で移住促進の取り組みという質問の中で、答弁の際に最上地域移住交流推進協議会がございまして、そこにおいて移住交流の受け入れの体制整備を行っていきますというご答弁がございました。その協議会の今の活動状況といいますか取り組み状況について伺います。

町長 昨年の12月の議会、大変申しわけございませんが私出ておりませんのでわからないんですが、あとその協議会についての活動についても今のところ最上広域の中でも出ておりませんし、それから今思い当たるのは東京の新橋の交流センター、交通会館にありますそこに舟形町、それから最上郡内の市町村の移住相談の窓口があるというふうなことだけでございます。

6番 町長は2月からということで12月の議会には出ていなかったかもしれませんが、町長になった以上は内容的に把握をしておく必要があるかと思います。

そうしますと、今の答弁をお伺いしますとその協議会そのものは機能していないということではよろしいのでしょうか。

町長 その協議会の内容についても報告を受けておりませんし、私も会議等にも出席しておりませんので、今のところ私としてはそういう協議会の機能が発揮されていないというふうに思っております。

6番 そういう協議会があるわけですから、そういうものを活用しながら内容を詰めていかなければこういう答弁の内容、移住者に偏った事業の取り組みで大変な難しい問題だというふうになっていくのではないかと思うんです。こういう問題があるのであれば、こういう協議会があるわけですから、内容を承知して具体的に進めるべきだと私は思います。

町長 そのようにしたいというふうに思いますが、ここでの移住者が問題だというのは、余り移住者だけを受け入れるということではなくて、先ほど申し上げましたとおり、私のほうはここに住んでいる人が第一のことで、よそから一生懸命そういった移住者だけを連れてくるというような事業活動をやりたいというふうに思っているのではないということをお書きしたところでございました。

6番 それでは、もう一点だけ、また昨年の12月のことを言って申しわけありませんが、私の質問の中で移住の関係で、雇用の関係で伺っております。最上地域雇用創造推進協議会というのがございまして、そこが中心となってその移住の方々の雇用の手助けをしますよという話でございました。その際に、移住者向けのポータルサイトを立ち上げるというようなご答弁もございました。この件に関してはご承知おきでしょうか。

町長 ちょっとポータルサイトの件については確認をしておりますけれども、雇用創造推進協議会のほうについては、私も1回参加させていただきまして、新庄市内にある中核工業団地それから横手山工業団地の社長さんたちと意見を交換させていただくような機会がありました。そう

いった中で、やはり従業員が足りないというようなことを、募集しても来ないと。山形それから東京の大学まで募集をしているというような状況であるというようなお聞きをしているところです。

そういった中で移住者という話があるんですが、やはりその最上地域にある会社がどういう会社なのかということもしっかり、やはり小学校、中学校のうちから理解をしておけば、高校さらには大学に進学した際に、どのような学部を専攻すればいいかというようなところにつながるのではないかというふうに思っているところでもありました。ちょっと答えがあれになっておりますけれども、ポータルサイトは認識しておりませんけれども、そういう協議会のほうには、その内容等については承知しているところでございます。

6番 以前のことを申し上げて大変失礼しましたけれども、時間ありませんのでこの件については最後にしたいと思います、この舟形町総合戦略ですが、現時点で総合的に判断して進捗率、達成度合いについて町長は点数をつけるのであれば何点くらいと評価をするのかをお伺いします。

町長 総合戦略の点数をとということでございますが、少なくともやはり計画に対して点数というのはちょっとなじまないのかなというふうに思います。また、1年目というふうなところでもございますので、しっかりとこの総合戦略を実施していくというふうな思いの中でこれを遂行していかなければいけないというふうに思います。

6番 ちょっと聞き方がまずかったのかもしれませんが、点数というよりもその達成度合いを見れば大体どのあたりかなという判断はつくかと思います。そのあたり今後の参考にされまして、立てましたその総合戦略が着実に進むようお願いをしたいと思います。

質問を変えたいと思います。

次に鳥獣被害の件でございますが、さきの県議会議員の先生方によります地域協議会がございました。その席で伊藤先生の質問に新庄警察の署長さんの答弁がございましたが、管内での熊の目撃情報の件でございました。平成27年度は25件で、28年度は116件だそうです。4.6倍近い数字になっていると。このうちパトカーが出動したのが111回だそうです。警察のほうでも大変に危惧しているということでございます。先ほどの答弁の中で舟形町では熊が22件ということでございますので、まだ舟形町は大丈夫なのかなと町長はお考えなのか、率直な意見をお伺いします。

町長 熊の目撃情報については、各市町村長の中でもいろいろとお話をするところがありまして、大蔵村と舟形町は少ないというようなことも言われたんですが、少ないからいいとか悪いとか、あと目撃情報を通報していただけないという場合もあるので、必ずしも目撃情報イコールその件数だというふうには認識しておりません。

ただ、やはり近年、特にことしにつきましては大変な熊の目撃情報ということで、それはいろいろお聞きしますと昨年のブナの実とかドングリとかそういったものが大量に豊作だったというようなことで、子育てといいますが子づくりをしたところが多くなったのではないかというよ

うな専門家のお話も聞きました。そういったところも踏まえながら、近年そういった頭数がふえることによって、だんだん山のほうから里のほうにおりてくる熊が出てきているというのは大変問題だというふうなことで、私のほうも県のほうの鳥獣保護というふうな観点よりも、そういったものについてはやはり危険だということで有害鳥獣として駆除をさせていただきたいということで、県のほうにもお願いをしているところでございます。

6番 答弁書にもございますが、今町長も同じようにお考えかと思いますが、熊が先ほど22件、猿が14件、あとイノシシが10件という通報があったようでございますが、実際は出沒目撃はもっと多いと思います。町民の方々は、目撃したり被害に遭ったらどうすればいいかわからないでいるんじゃないかと。このあたり町民の方にどう対処すればいいのか周知するのも対策の1つではないかと思いますが、このあたりの対策についてお伺いします。

町長 確かに言われるとおり、有害鳥獣の目撃情報が来た場合についての対応策として町猟友会のほうにお願いを申し上げまして、熊のおり3基、それからイノシシのおりが1基、それからイノシシのくくりわなという足に絡ませるようなものをことしは導入して、それが5個あるんだそうです。そういったもので捕まえるという駆除するという方向で一生懸命考えておりましたけれども、確かに遭遇した場合の対応策についての周知という部分では足りないところがあるのかなというふうに思いますので、そういったところを担当課のほうと協議しながら、ぜひ来年の春以降のそういった有害鳥獣を目撃した場合とか、出遭った場合なんかの対応方法についてのマニュアルを作成していきたいというふうに思っております。

6番 そのマニュアル作成でございますが、平成19年に鳥獣被害防止特別措置法、いわゆる特措法が成立されて、その後何度か改正がなされまして現在に至っておるわけでございますが、本町ではいまだに鳥獣被害防止計画が作成されておられません。先ほど申し上げましたさきの地域協議会では、県の担当課長が、舟形町を含む未策定の町村については来年度作成をしますというような話でございますが、その答弁を受けてちょっと不思議に思ったんですが、何で担当課長が作成しますと言うのか。作成するのは舟形町がするんじゃないんでしょうか。そのあたり、ちょっと私理解ができなかったんですが、町長、どうでしょうか。

町長 多分、担当課長のほうでその計画、未策定だというところの認識があって、これはぜひ取り組まなければいけないんだと思ったために、最初にその場の会議の中で担当課長さんのほうがそういうふうに申し上げたのかなというふうに思います。その思いは課長と一緒にございますので、私も含めて全庁をあげてそういった計画をつくり、町民に危害を加えられないようなそういったマニュアル化もしていきたいと思っております。

6番 ぜひ、つくるのは町だということでございますので、町が主体的になってそういう計画書をより早くつくっていただきたいと思っておるところでございます。

時間もないのでちょっと急ぎたいと思います。

熊がことし大変多かったということでございます。今町長の答弁にもございましたが、ブナとかミズナラとかコナラ、栗などのなりぐあいによって左右されるということでございますが、一方、昔の里山につきましては、炭の材料とか家畜の草刈り場ということで大変整備されておたと。今は高齢化なり少子化ということで、過疎化ということで大変荒れておると。荒れれば獣が隠れやすくなって里におりてくるということでございますので、このあたりこの里山の整備といたしますか、遊休地なり耕作放棄地の整備についても対策を講ずる必要があると思いますが、このあたりのお考えをお伺いします。

町長 里山の再生については、大変大きな問題でありまして、現在木材需要については木質バイオマス、木質チップというようなことで大変需要があるようです。ただし、伐採後の植林さらには再生といった、例えば下草の刈り取りとかそういったものについての補助は今のところございません。県のほう、それから国のほうについても市町村挙げてそういった再生のための運動を展開していこうというようなことで、県のほうにもお願いをしております。やはり、高齢化というふうな部分、それから山林に対する先ほど斎藤議員が言われました価値観といたしますか、そういったものが大きく変わってきている社会情勢の中では、一概にすぐというふうなことはありませんけれども、やはりここはある程度公的な部分の中で財源を確保しながら植林なり再生というようなものをしっかりとやっていかないと、今後そういった鳥獣被害のほうに来るんだというふうな、それは連携しているんだというふうな思いは共通してありますので、そういった運動をしっかりと私も積極的に進めていきたいというふうに思います。

6番 先ほどの計画に戻りますが、その計画を策定すれば、さまざまな支援策がございます、町長もご存じかと思いますが。特別交付税の拡充とか市町村に捕獲の移譲というんですか、許可が来るとか、もう一点がその猟銃の招致にかかわる件でございます。免許の更新時の免除といたしますか、そのあたりでも特典がございます。そのあたりを活用して、舟形町に猟友会ございますので、猟友会の方々と連携をしながら町民の安全を守るためにその話し合いといたしますか、年に1回定期的な話し合いをするとか、来年度に向けてのその対策といたしますかそのあたりを協議をする場が必要かと思えます。今までやっていないと思いますが、今後やっていただけるかお伺いします。

町長 確かにそういう公の場がございます。ただ、今年度から猟友会に対する補助金であったり、その駆除をする際に出動していただいたときのお金については少し上げさせていただいて、猟友会の人たちが少しでも負担がふえないようにというふうな努力をしてまいっていたところで、す。

今後についても、しっかりと猟友会の人たちとお話をさせていただきますし、最上郡内の中でも舟形町の猟友会については大変人数もいるほうなので、そういったところをしっかりと支援をしていきたいというふうに考えております。

6 番 そういう獵友会の方々との話し合いといいますか、そういうものをもって町民の安全安心対策に寄与していただきたいと思います。質問を終わります。

議長 以上をもって、6 番斎藤好彦君の一般質問を終結いたします。

ここで午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 3 6 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。

3 番 私からは、通告書に従いまして「空き家対策今後の取り組みは」と題しまして質問いたします。

平成24年に空き家等の適正に関する条例、平成27年に空き家対策特別措置法が施行されました。老朽危険空き家除去補助金も平成27年度からは15万円から50万円に増額しております。にもかかわらず、手つかずのまま放置されているのが実態です。町は、経済的な理由で除去できない方も把握しており、特定空き家に認定してもすぐに対応できるものではないと言っております。昨年11月までは管理不全な空き家は17戸となっておりますが、月日が経つにつれ損傷が激しく、増加するのは避けられないだろうと思います。

血縁者をたどりお願いをする、地域住民に協力していただくといっても限度があります。この件につきましては、これまで何度も質問されてきました。連合町内会長との意見交換会でも話題になりました。町民が今高い関心を持ち、一刻も早い対応を望んでいると思いますが、今後の取り組みについて町長の考えを伺います。

町長 それでは、3 番石山和春議員の「空き家対策今後の取り組みは」についての質問にお答えいたします。

平成24年に舟形町空き家等の適正管理に関する条例が制定され、町が調査権、助言、指導及び勧告をすることができる環境を整備してきました。国の施策としては、空き家の推進に関する特別措置法が平成27年 2 月に施行されております。この法律は、所有者に空き家の適正管理を義務づけるもので、放置空き家の所有者に対し助言、指導、勧告、命令することができ、さらに立ち入り調査権や行政代執行措置まで講ずることが可能となっております。

一方、税制上の措置については、管理状況が悪く、人が住んでいない家屋であっても固定資産税の住宅用地特例が引き続き適用され、6 分の 1 に軽減されたままであり、結果として空き家の除去や適正管理が進まなくなる要因であることから、勧告を受けた空き家を適正に措置しなければ軽減措置も解除されることとなりました。

町の空き家対策としては、関係法令に従いながら段階的に指導を行うことで、自主的な改善

を促す対策を講じて進めてまいりました。1つは、老朽危険空き家解体補助金交付金事業であります。平成26年4月1日に施行し、今まで10件程度の相談はあるものの、補助対象要件に該当する者がいないため、実績はありません。この間、平成27年度には補助額の上限を15万円から50万円に見直しております。今後は、補助要件や補助額の見直し拡充などを検討し、活用の推進を図っていきたいと思います。

次に、空き家・空き地バンク制度については、平成25年度に施行し、今まで10件の空き家の登録があり、7件の契約が成立しております。この制度は登録物件を町ホームページで公開し、全国に空き家情報を発信しており、問い合わせは年間10件から20件程度あり、需要はあるが空き家の登録が少ない状況にあります。

さらに、空き家等利用実態意向調査を平成28年1月に実施し、46人へ通知し18人から回答を得ております。結果については、「年1回以上利用している」が10件、「利用する予定がない」が8件となっており、利用しない主な理由としては、利用不可と町外に居住しているなどが理由となっております。

これらにより、平成28年11月1日現在で、町で把握している空き家の状況は50件となっており、うち利用可能14件、改修必要が20件、利用不可で管理不全な空き家は16件であります。法律が施行され、法的措置が整備されましたが、空き家の適正な管理は第一義的に空き家の所有者または管理者の責任で行われるべきものであります。しかしながら、所有者等は町外に住んでいる方が多く、相続した空き家になると疎遠となり、荒廃が進み周辺生活環境に悪い影響を及ぼすケースが多いようです。今後も意向調査を継続的に実施しながら、危険空き家除去と空き家の利活用の対策喚起を所有者に図り、両面から対策を展開していきたいと思います。

町内会長会議でも話題となりました、町内会でできること、共助の部分であります。空き家を出さないための情報提供や地域づくり総合支援事業を活用した応急対策などが考えられます。

また、所有者等と連絡がとれる場合は、町内会が空き家の維持管理等を一部有償で行うなども考えられると思います。

町としては、空き家を有効利用するため、空き家再生推進事業や空き家対策総合支援事業などの国庫補助金を活用する事業や、町単独事業による空き家等活用タイプリフォームなどの補助事業等も検討していき、さらに寄附などをしていただける管理不全な空き家については、除去した後の土地の有効利用なども含め検討していく必要があると思います。

今後も、町内会と連携をとり、情報を共有しながら空き家を出さない仕組みづくりの構築なども大切であり、できることから進めてまいりたいと考えております。

3番 昨年11月時点での管理不全な空き家は17件あったわけですがけれども、ただいまの答弁で11月1日現在16件。昨年から見ますと1件減っているわけですがけれども、この1件というのは解体したのかどうかお伺いします。

町長 はい、個人で解体をされているようです。

3番 個人で解体していただくというのが最も適当な方法だと私も思います。大変喜ばしいことだと思います。それで、16件ですね、現在管理不全な空き家は。この16件中連絡のつく方というのは何名いらっしゃるのかをお伺いします。

町長 詳細について私のほうで把握しておりませんので、担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 管理不全な空き家、16件ございます。そのうち連絡がとれる方につきましては、10件になっております。済みません、間違えました。16件全てについて連絡先は把握しておるのですが、回答のないところもございます。その回答があるところが10件ということになっております。

3番 16件全て把握しておると、その中で10件。そうしますと、この10件の方でどのようなお話をしておられるのかお伺いします。

町長 担当課長のほうから答弁させていただきたいと思います。

地域整備課長 この10件の方につきましては、やはり今の法律の中では、所有者もしくは相続とか関係のある方が管理すべきでありますので、解体等管理を十分していただくよう連絡をとっているところであります。

3番 空き家対策特別措置法では、この法律の中ではやっていただけないものに関しては、命令までできるというふうな法律になっているわけです。今現在、建築資材等の飛散によって被害が出ているのも現状なんですけれども、そこまで指導、お話をしているのかお伺いをします。

町長 担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 その空き家によって周辺環境が悪化しているということについては、その所有者等に連絡しております。

3番 ただ連絡しているだけですか。特別措置法では命令まですることができるようになっている法律ですよ。それ以上のお話はしていないというふうなことですか。

町長 特措法の中では、命令して代執行、特定空き家に認定して代執行までできるようにはなりましたが、やはり代執行したときの費用等の問題もあります。そういったところも踏まえて今現在そういうところまでは至っていない状況です。やはり第一義的なところでの相続関係にある方、そういった方々からの取り壊しなり何なりというふうなところでの指導をしているところであります。

それで進まない場合については、やはり財産の寄附等のことも考えながら。代執行してもいいんですが、その費用等をどうして回収するかというところの話し合いも今後は進めていかなければいけないのかなというふうには思っております。

3番 16件中6件が連絡がつかないということでしたけれども、この所有者と連絡がつかないと

いう場合には血縁者をたどり、お願いをしていくんだというふうなことを昨年答弁いただいておりますけれども、何名の血縁者と連絡をとり、どのような返事をいただいているのかお伺いします。

町長 その件については、担当課長より答弁させていただきたいと思います。

地域整備課長 連絡がとれない方に関しては、いろいろ親戚とかいろいろ捜査しながらも連絡をとる努力はしております。しかしながら、なかなかうまく進んでいない状況でございます。今後はそこら辺も含めまして連絡とれなくなったところはちゃんととれるような方向で努力してまいりたいと思います。引き続き喚起していくようなことをやっていきたいと思います。

3番 連絡のとれない方というのは血縁者をたどって連絡をとるというふうに、昨年、私答弁いただいているんですね。そうすると血縁者とは連絡は全然とっていないと、そういうふうなことになるわけですか。

町長 その件については、担当課長より答弁させていただきたいと思います。

地域整備課長 ただいまの件ですが、連絡はとっております。しかしながら、進展しないという状況でございます。

3番 進展しないということは、どんな返事をいただいているということですか。血縁者の方からどのような返事をいただいている。私関係ないですよというふうな返事をいただいているのか、それで進展しないのかどうかお伺いします。

町長 担当課長のほうから回答させていただきます。

地域整備課長 おっしゃるとおり中にはそういう方もございます。しかしながら、やはり町としても今後こういう状況にはしておくわけにはいきませんので、いろいろな形で努力して対策のほうを検討してまいりたいと思っているところです。

3番 血縁者をたどってお願いをするというのが、1つの対策であろうと思うんです。別の方法で対策をとるというふうなただいまの答弁でございますけれども、別の方法、どのような方法で対策をとるおつもりなのかお伺いします。

町長 空き家対策につきましては、これは先ほども議員さんの質問にあるとおり所有者、それから血縁者というふうなことでありますけれども、なかなか経済的な理由から、じゃあすぐに、わかりましたというようなことにはならないというふうに思います。先ほど申し上げましたとおり、その財産もしくはその費用とその土地の代金とかそういったところの兼ね合いも踏まえながら今後どうしていくかということが大事なのかなというふうに思いますし、先ほども言いましたとおり特定空き家に指定して代執行もできますけれども、その費用については税金で払われるわけですから、一概にそれをするということもまた問題だろうというふうに思いますので、その件については所有者もしくはその血縁関係者とよく話をしながら進むということが別の方法だというふうに思っております。

3番 ただいまの答弁の中で、解体補助金上限50万円まで増額しておりますけれども、実績はゼロだと。補助要件、補助額の見直しを検討するというふうな答弁でしたけれども、どのように見直しを行う予定なのかお伺いします。

町長 詳細については、まだ具体的なものはございません。1軒解体すると約200万から300万円くらいかかるというふうに言われております。その中で、ではどれだけ補助を出せばその解体が進むのかと。その所有者なり血縁者なりの経済的な事由も大きく関係してくると思いますし、さらには先ほど言ったとおり解体した後の財産、そういったものの処分の方法等についても検討しながら進めていかなければいけないというふうに思いますので、町が一方的に50万円から100万円にしたからそれが進むというようなことではないのではないかというふうに思います。

しかしながら、しっかりとその内容等を把握しながら、そういった危険住宅が放置されないようなそういう方法を考えていきたいというふうに思っております。

3番 特措法に基づいて町は空き家対策計画を策定することとなっているというふうに聞いておりますけれども、どのような計画を策定したのかお伺いします。

また、法律との整合性を図るために空き家等の適正に関する条例の見直しを検討していることですが、検討の結果を伺います。

町長 町のほうでは、まだ計画をつくっておりません。

3番 昨年12月定例会で私質問したときにこのような答弁をいただいております。1年たちますけれども全く手をつけていないと、こういうふうなことでしょうか。

町長 ええ、現在まだできていないようでございます。

3番 そうするとこれを策定する計画というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

町長 計画の策定につきましては、今後検討させていただきたいというふうに思います。

3番 昨年度の段階で策定することとなっているというふうな答弁をいただいて、1年たっても全然手がつけられていない、これから検討すると。行政の継続性ってどこにあるのかなと思うんですけれども。

この計画を作成するという前提でそのように考えておられるのか、策定しないというふうなことを前提で考えておるのか、どちらかお伺いします。

町長 計画については、特措法の法のもとでのというふうなことになりますが、その場合については特定空き家というふうな指定になります。先ほどの固定資産税の6分の1の軽減というものがあります。特定空き家になった場合については、その軽減措置がなくなります。今現在あるその危険家屋についても6倍の固定資産税がかかってしまうということになるというふうになります。そういったところの問題等も踏まえながら検討しているようでございますので、今後そういったところについての考え方を町としてしっかりと整理したうえで、最上管内の状況等も把握して計画の策定の方角に向かっていきたいというふうに思います。

3番 そうしますと今現在、管理不全な空き家というのが16件あるわけですが、この16件というのは特定空き家としては認定していないと、このようなことでよろしいんですか。

町長 はい、町のほうでは特定空き家としては指定しておりません。

3番 ことし9月ですが、町道沿いの空き家にスズメバチが大きな巣をつくりました。これ町道沿いですから、当然通学路にもなっているわけです。最初は誰も気づきませんでしたが、小学生の子供たちが遊んでいて気がついたそうです。蜂の群れが子供たちに群れで向かってきたというふうなことで大騒ぎになったということです。幸い逃げて大事には至りませんでしたけれども、刺されどころが悪かったり何カ所も刺されたりしたら、これはもう大変な事態になっていたんだろうというふうに思うわけです。私もこれは現場に行ってみてきましたけれども、巣の大きさというのは40センチメートル以上あります、スズメバチの巣ですから。大きさというのはこれくらいあります。この中にはやはり何百匹という蜂が多分いたんだろうと思います。この事実というのは把握しておりましたか。

町長 はい、通報がありそちらのほうの現場を確認し、さらにその管理をしている方にその旨を伝えて、その方が殺虫剤等で処分をしたというお話を聞いております。

なお、通学路等の見回りというふうな部分もあるというようなことでございましたので、その点についてのパトロール等については、教育委員会の次長のほうからもし少し詳しく言えるところがあれば答弁していただきたいと思います。

教育次長 教育委員会としましては、年2回、春と秋に通学路の危険箇所の確認を行っております。今年度につきましては、議員ご指摘のような蜂の巣等の危険箇所等について、飛田地区の保護者のほうからは特に報告ございませんでした。これから、毎年、年2回するんですが、危険箇所等について確認をしながら子供たちの安全通学について対応してまいります。

3番 スズメバチの巣がこれほど大きくなるというふうなことは、非常にこれ危険なんですね。1つ間違えれば大きく言えば死に至ることもあると。刺された場所、あるいは数カ所刺された場合には、そういうことも考えられるということです。これまで町では現場をパトロールしながら安全の確保に努めると言ってきましたけれども、毎日現場をパトロールすることはできないわけです、これは物理的に無理だと思います。町長は防災訓練等で想定外のことを想定しなければならぬ時代に入っているということをよくおっしゃいますけれども、人的被害が出るであろうということは、もうこれは想定外ではないと。完全に想定内に入っているんだと。私はそう思いますけれども、町長の認識をお伺いします。

町長 これは、スズメバチの被害といいますかその脅威についてであるというふうなことであるとすれば、やはりそのことについては非常に危険だということで通報があれば町のほうでいろいろな業者さんを紹介しながらそういう危険の排除に努めてまいっているところです。また、空き家対策としましては、今回スズメバチというご指摘もありましたし、そのほかハクビシンとか狸

とかそういう空き家でそういった有害鳥獣の住みかになっているという話も十分聞いて承知しておりますので、そういった観点からも空き家対策というものは真剣に考えていかなければいけないというふうに思っております。

個別の案件で今スズメバチの話をされましたけれども、議員のおっしゃられるとおりその生命の危険というものについては、おっしゃられるとおりだと思いますので、そういったところをいち早く地元の人たちからよく見ていただいて、そういったところがあれば早急に町のほうでも対応できるような措置を考えながら、ぜひ地域の方々とそういった空き家による地域住民の生命、財産、そういったものに対する危険がないように努めてまいりたいというふうに思います。

3番 これまでも台風、突風等によって建築資材等の飛散、これによりましてもう被害は出ているんだということを何度も言われてきました。そういうふうな中で、物的被害だけだったらまだそうでもないと思うんですけども、もう人的被害が想定内にあるというふうなことを考えれば、もう早急に手を打たなければならない事案だろうというふうに思うんですけども、もう一度お伺いします。

町長 議員もご承知のとおり、やはり人の財産でございますので、これは先ほど言ったとおり一方的にという話ではないというふうに思います。いろいろの話を協議して、どうしてもというのであればやはり特定空き家に指定し、行政代執行ということになるかとは思いますが、それに至るまでの話とその状況等をよく、まず持ち主等にしっかりと説明をして、まずは何とか自力でしていただくということが一番なのかなというふうに思います。16件を全て町のほうで代執行するというようなこと、その後残ったその土地の固定資産税、これが6倍になってきたときに、それが今度税の滞納につながるというようなこともございますし、そういったところを総合的に勘案しながら、先ほども言ったとおり地域の方々と安全安心な生活を守るためにどのようにしたらいいかというふうに考えなければならないと思っております。

3番 先ほどから特措法の中ではあくまでも所有者の責任だということで、例えば行政代執行あるいは略式代執行であっても最後には所有者の方がその支払いをしなければならない。これはもちろん私もそのとおりだというふうに思います。

しかし、この特措法が施行されてから1年半のうちに、全国では約20件の執行実績があるというふうに伺っております。このような執行実績があるところに例えば問い合わせとか、調査とか、やったのかやらないのかお伺いします。

町長 全国で20件というやはりなかなか踏み切れず、1,800ある自治体の中でそういう件数にとどまっているというのは、いろいろな問題を抱えていると。山形県の中でも川西町の1件だけというふうな状況であります。そういったところをしっかりと考えながらやっていかなければいけないというふうに思いますので、その点について議員さんのほうからももしいい意見が、その対応があれば、お聞きをしたいというふうに思います。

3番 1,800の自治体のうちの20件だというふうなことですけれども、たった1年半で20件あるんですね。こうしますと20件やった市町村、こういう市町村に対して、例えば調査をして勉強してみるといふふうなお気持ちというのはございませんか。

町長 代執行の自治体そのものよりも、やはりその代執行をしなければいけない状況というのがやはりその各自治体の中であつたんだろうというふうに思います。そのやり方等については、それは法的に決まっていることですので、それらは何ら問題ないと思いますが、やはり1つはそういうことをしなければいけないような事例等の判断基準というものをやはり聞く必要はあるんだろうと思います。そういう点で勉強をさせていただきながら計画をつくり、そういった特定空き家の指定等も踏まえて考えていきたいというふうに思っております。

3番 そうしますと、この管理不全な空き家、今現在16件ありますけれども、これ何年も前からこの問題はこう言われてきているわけです。それでも全然進まない。ましてやこの特定空き家ですね、これからどのようにしてやっていくおつもりなんですか、町長は。

町長 先ほど来申し上げましたとおり、しっかりと所有者血縁者と話を進めながらこの問題について取り組んでいかなければというふうに思いますし、先ほど言ったとおり代執行だけがというふうなことで、その物はなくなるんですが、町にとってはその費用、それから残された固定資産税の滞納というようなものが町にとって重く負担となるということが1つあるんだろうというふうに思います。そういった負担が重くならないようにどうしたらいいかというところを検討して、皆さんと一緒に考えていかなければいけないということだというふうに思っております。まずはしっかりと、今危険家屋になっているところについて、町内会なり地域の方々とこれ以上ひどくならないようなそういったところの見守りをしながら、その中でどうしてもというふうなところについての判断をこれからしていくということになると思います。今後ともその問題については、一朝一夕に解決する問題ではないというふうに思いますし、今までそうやって努力をしてきた経過が議員さんおっしゃられる何十年とそのままだというふうなことになるかと思いますし、今後そういった空き家をつくらないということも非常に大事な事業だというふうに思いますので、そういったところも踏まえながら考えていきたいと思います。

3番 当然これは、空き家については所有者が責任があるというのは、これは当然のことですけれども、例えば町長の答弁にあったように血縁者をたどって空き家対策をやっていくというふうなことでございます。そうすると、血縁者をたどって管理者になっていただくということだろうと思います。こうした場合に、例えば被害が出た場合に、同じ地域にいて管理者と被害者と、被害が出た場合には管理者と被害者というふうな、加害者と被害者というふうになるんだろうというふうに思います。そうした場合にやはりもう地域のあつれきを生んでしまう。お互いに話をすればあつれきを生んでしまう、お互いにもう気まずさだけが残ってしまうと、このようなことが発生する恐れがないのか、町長はどのようにお考えかお伺いします。

町長 同じ地域にそういう管理者と被害者というふうな話でございますが、そういった場合についてはそのような議員ご指摘のとおりだというふうに思います。ただ、そういう場合に地域でもっと話ができるのではないかというふうに思います。加害者と被害者という形になる以前の問題として、その危険空き家をどのようにすればいいのかというふうなところをしっかりと考えていかなければいけないですし、その間に入ることは行政として何らその問題についてはやぶさかではないというふうに思います。逆に言うと、積極的に地域とその管理している方と話をさせていただいて、財産の処分等についてしっかりと話ができるのであれば、町としての代執行というのも考えられるかと思いますが、やはり先ほども言ったとおり固定資産税の6倍になるというふうな滞納の問題も、恐れもありますし、そういったところも踏まえて先ほど空き家の解体補助の50万円というものも考え直すということも申し上げておりますとおり、そういったところを総合的に考えながら対応をしていきたいというふうに考えております。

3番 時間ありませんのでこれで終わりますけれども、この空き家対策については一刻も早い解決を、特に管理不全な空き家、これについては一刻も早い解決をお願いしたいというふうに思います。質問をこれで終わります。

議長 以上をもって、3番石山和春君の一般質問を終結いたします。

1番 私から「町臨時職員の処遇について問う」というようなことで質問させていただきます。

総務省調査、2008年4月現在でございます、常勤職員と臨時・非常勤職員を合わせた全職員に対する比率で、町村では3割を超えています。そのうち、女性がほぼ8割であることが明らかとなっております。また、臨時・非常勤職員は自治体の公共サービス提供の主要な担い手といえる存在となっております。にもかかわらず、臨時・非常勤職員の法的位置づけは今もってあいまいなままであるとの調査結果が出されております。

自治体臨時・非常勤職員の実態調査では、時間当たりの賃金が800円未満は24.3%、800円以上900円未満が30.8%、合わせて55.1%、半数は時給900円に届かない。時給800円台が最も多いが時給850円で週30時間程度、年間にしますと1,500時間では年収130万円に届かない。臨時・非常勤の6割以上はフルタイムかそれに近い状態で業務についております。3割は勤続3年以上を超えています。既に、自治体行政は常勤職員と臨時職員の混合で担われている状態にあるといってもよい。以上のような調査報告書が出されております。

当町の臨時職員の業務に関しても職員と同様に行っている課も多くあるようであります。特にイベントでは職員と同様の業務内容と思われます。来年度からはほほえみ保育園は社会福祉協議会の運営となり、今後は計画的に正職員として採用していく予定とのことで改善が図られていくものと期待します。

臨時職員に以前は些少ではありましたが、年末に手当を支給していた時期もあったようでございます。条例がないために出せなくなったと聞いております。今後、臨時職員の正しい

位置づけと雇用安定、労働条件整備が必要と思われますが、町長の考えをお伺いいたします。

町長 それでは、1番伊藤欽一議員の「町臨時職員の処遇について問う」のご質問にお答えします。

本町の4月1日現在の臨時職員等の人数は83名、12月1日現在では未満児への対応や簡易水道事業の公会計化への対応などに伴い3名の増、民俗資料館が冬季閉鎖したことや自己都合により2名の減で、84名となっております。内訳は、保育所が27名、学童保育所3名、小学校12名、中学校8名と、保小中への配置が多く、地域おこし協力隊4名、その他は30名となっております。

さて、賃金についてですが、事務筆耕の初年度は月額6,100円、保育士や教員等の資格所有者、学校教育指導主幹など学識経験者は月額16万4,000円から20万円程度となっております。また、賃金は経験年数に応じてわずかずつではありますが、毎年昇給もしております。県内の町村の中では、事務筆耕が中位の賃金、有資格者の保育士は上位の賃金となっております。

雇用形態については、学校教育指導主幹が地方公務員法第3条、その他の職員は同法第17条に基づいており、それぞれ1年更新の扱いとしており、他町村も同様の取り扱いをしているようです。また、通勤手当や時間外手当の計算は、一般職に準ずることとしており、有給休暇も初年度10日から雇用年数に応じ労働基準法に基づいて付与しております。時間外命令はイベントの開催や選挙等でやむを得ない場合に命令している程度で、原則臨時職員には時間外命令は出さないこととしております。

臨時職員に対する賞与については、以前支給しておりましたが、議員が言われるとおり条例のないところの自治体では支給できないとの判例があり、加えて行財政改革など財政運営により支給しておりません。

「今後、臨時職員の正しい位置づけと雇用安定のための労働条件の整備について」とのご質問であります。法的な位置づけは地方公務員法に基づいており、賃金についても他町村と比較して、おおむね同等程度の賃金構成となっているようであります。

しかし、昨今の社会情勢を見きわめ、他町村の動向や昨年度の臨時職員等の賃金総額が1億5,000万円に及んでいることから、町の財政状況も踏まえ、労働条件の向上や働きやすい環境の創出がどのようにできるのか検討してまいりたいと考えております。

1番 初めにお聞きしておきたいのですが、雇用形態についてここで地方公務員法の第17条に基づいておりというようなことがございます。いろいろあるんですけれども、この17条もしくは地方公務員法の第22条での、結局、採用分類の中で17条の1項は一般職非常勤職員の述べている文言だと思います。22条での採用分類では臨時職員の文言であります。ここら辺の捉え方をお伺いしたいと思います。

町長 17条と22条のやつについては、では総務課長のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

総務課長 17条については、ここ法律にあるように職員の職に欠員が生じた場合については、任命権者は職員を、途中抜きですが、職員を任命することができるというふうなことがありますて、それについては次の第2項のほうで一般的基準を定めるということで、町のほうでは17条に基づいて日々雇用規程をつくり、それで運用しているということになります。

22条につきましては、議員が言われるとおり臨時的な任用というふうなことになりますが、こちらのほうでしますと基本的には6カ月間で最長で更新をして1年ということになります。それで、これが再び任用を受けることができなくなるというふうなことになりますので、22条に基づいて採用しますと、今来ていただいている人が長い期間雇用できないということになりますので、私のほうでは日々雇用を、職員の取り扱い規程を定めまして地方公務員法17条に基づいた職員というふうな扱いをしているというようなことになります。22条になりますと、逆に今いる人が大変な損害になるのかなというふうなことで、そういう取り扱いをしております。

1番 実際にフローチャートを見えますと、17条の1項もしくは地方公務員法22条の2項、これに関して地方自治法の204条に皆まとまってくるようであります。204条に関しては、給料、旅費、諸手当、これに関して条例を定めて支給すると。地方自治法の203条の2項に関しては、報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。いずれにしても条例で定めるというようなことにはなるんですけれども、ちょっと見ると17条と22条で、いわゆる今言われている臨時職員、臨時職員とそういうふうに言われる形としては今課長答弁でありましたけれども、その6カ月、1年未満というような制約がございますけれども、これに関しても別のところとかいろいろ調べてみますと、それに関しての逃げ道といったらおかしいですけれども、それもあるようでございます。

しかしながら、この地方自治法、公務員法、この中でやはり条例を定めるというのはいずれにしてもうたわれておりますので、これに関して町長答弁の中でありましたけれども舟形町で以前に出している賞与については支給していないというふうなことで、これは理解できる場所があります。

もう1点、ちょっとお聞きしたいのは、ネットで今ほとんどの自治体でホームページ開いてございます。その中で、その臨時職員の採用については日々雇用職員の取扱規程もしくは臨時職員の取扱規程、一般非常勤職員の取扱規程というような文言で、ある程度の規程を設けております。私、調べようが悪いのか舟形町に関してこの規程が見つからなかったんですけれども、これは町では公表はしていないんですか。

町長 町のホームページの中から町の条例等が見えますので、その中からその臨時職員等の規定については閲覧できるというふうに思っております。なお、補則がありましたら総務課長より答弁させます。

総務課長 今言った町長の答弁のとおりでございまして、ちょっとうちのほうのシステム的な問

題があつて探しづらいかもしれませんが、日々雇用職員取扱規程並びに非常勤職員の取扱要綱は、皆さん見られるようになっていきます。実際出ますとこういう形になっております。我々も出せますし、皆さんも出せるというようなことになります。

1 番 大変失礼しました。ほかの自治体は出せたんですけれども、どうも舟形町だけが出てこないの、財務規程なんかそこら辺から入るのかなといろいろ探したんですけれども、何で舟形町出ないのかなと思って非常に苦心しました。後で確認させていただきます。

まずもって、その臨時職員の扱いというようなことでございますけれども、要は今回も議案書の中にも職員の給与改正というようなことも出てございます。臨時職員の日当に関して6,100円ということが出ております。この6,100円になったのは2010年あたりかなという感じで見受けたんですけれども、この条例に定めない、最高裁の裁判が出たというのが2010年9月でございます。実際には、2004年からその問題に関して法廷論争というか最高裁で最終的な判決が2010年に出ておりますけれども、やはりこの中でも条例を定めて支給するのが妥当だろうというのが最高裁の判断でございます。しかしながら、なかなか条例を定めて自治体で臨時職員に出しているというような、明確にしている自治体もさほど多くはありませんでした。中にはありましたけれども。その中で町長にお伺いしたいのは、今後そういうふうな形で臨時職員に関してどういうふうな考えをお持ちか。職員はそういうふうな条例を改正して上がってはいくんですけれども、臨時職員はなかなか条例が、定めがないということで上げるにも上げられないというのがあるのかなというふうに思います。そこら辺、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

町長 条例に挙げますと先ほど答弁の中でも申し上げましたが、年数に応じて1年ずつ上げていく経過もございまして、そうした場合に毎年毎年条例改正の必要性もあるというようなこともありますし、あと今後どうするかということでございますが、町の職員の定数が140名、現在職員が74名の状況であります。その中で、臨時職員は先ほど申し上げましたとおり83名の人数となっております。その間、緊急雇用等の国の制度等もあり多く雇用してきた経過もございます。しかしながら、緊急雇用の交付金等がなくなった今でもそのまま存続しているというふうなところでございますが、やはり午前中の質問にもあったんですが、考えるしっかりとした職員をつくっていくということもありますので、確かに行財政改革の中で職員の数を減らせというような動きもありましたが、やはり県内一少ない職員数の中で、これも舟形町をしっかりと守っていけるかどうかということもございますので、ある程度適正な規模のところまで職員をふやしながら、さらに臨時職員の方々はそれを補完する形で雇わざるを得ないというふうには思いますが、その際にやはり議員からの質問にもありますけれども、職責が同じではまずいのかなと思います。やはり事務を補助するといったその程度の職責で今後臨時職員を使用するような形になればいいのかなというふうに思います。確かに、イベント等であれば業務的には同じになる場合もあるかもしれませんが、日々の事務作業の中ではしっかりと事務補助というような意味合いの中で考え

ていきたいというふうに思います。

また、議員から質問もありましたほほえみ保育園の保育士さんのほうにつきましても、来年から社会福祉協議会のほうに管理運営を委託する、それに伴いまして今臨時職員として雇用しておりました13名の保育士さんの方々も13名、正規職員として採用されるということで、できる限りやはりそういった方々については、しっかりとやりがいをもって職責に全うしていただけるようなそういう職場にしていきたいというふうに考えております。

1番 確かに役場は公務員というふうになりますけれども、臨時職員もやはり雇用が生まれているわけなんですよ。やはりその臨時が八十何名おりますけれども、やはり民間でいえばすばらしい雇用が生まれているという、そういう考え方もできるのかなというふうには思っています。

ただ、日本の地域番付でいきますと舟形町の給与水準というか、すごい上位にはランクになっておるわけでございます。その資料の中にも臨時職員は中位で、保育士さんは上位ということもありますけれども、できれば臨時職員さんも上位くらいにさせてあげたらいいのかなというふうには考えるところであります。

条例で決めてしまうと毎年条例改正というようなことがあるんですけれども、こちらではないんですけれども、ある自治体では上限を決めてその中で運用をしているというような自治体もあったようでございます。やはりそういうふうなところをいろいろ調査しながらできるだけ臨時職員も雇用を創出しているという立場から考えていただければなというふうなことが第1点と、あとはやはり、県知事も県の山形新聞にも県知事出しておりますけれども、県の職員も限界だというようなことになっております。やはり臨時職員を少なくして職員に採用していくという手もあります。やはりそんなことでできるだけ雇用創出、やはり舟形町、町長何回もおっしゃっていますけれども、やはり住んでよかった、ここで長く生きたい、住み続けたいというそういう思いを抱かれるような町であっていただきたいということでございます。

やはりあと大事なことは、自分たちがこの町を好きでないとなかなかよそへ行ってPRできないというのは実態だと思います。やはりそこら辺を意識改革のためにもそういったことをやっていただきたい。まして、条例の定めがないというのであれば、では舟形町がその条例を定めてほかの自治体の先駆者になってというようなそういうこともあってもいいのかなと、そういうふうな考えも持っております。

いずれにしても、余りにも見ていると臨時職員とのギャップがあるのかなというふうには思いますので、そこら辺、再度町長にお伺いしますけれども、これから臨時職員に対して、また今後町の方針としてどういうふうな考えをお持ちかお伺いしたいと思います。

町長 職員の給与が1人当たり高いというふうに出るのが、職員数がまず少ないということが1つと、職員の高齢化率が上がっております。30代以下の職員については、20名までいたかな……20代、30代の職員が十何名しかいないはずですよ。そうするとやはり40代、50代の職員というふう

なことになりますと1人当たりの単価が高くなってしまって、給与的には上位に行ってしまうというふうな状況であります。ほかの自治体については、若い職員から年とった職員までバランスよくあるというのが一つ現実でもありますので、その点についてはそういう現状だということで上位にきているというふうなご理解をいただければと思います。

それから、臨時職員の今後ということで雇用という一面を持っているし、やはり職員としての身分といいますか公務員としての身分もあります、守秘義務とかいろいろそういったものについてもしっかりと臨時職員の方からも守っていただかなければならないというふうな職責も当然ございます。その中で議員おっしゃられるとおり舟形町のPRになったり、舟形町の住人として恩恵を被ることも確かにあろうかというふうにも思いますし、そういった面を含めて今後とも臨時職員の処遇の改善については、財政面とにらみ合いながらできる限りいい方向にいければというふうに思っております。決して職員だけがよくて、臨時職員を安く雇おうという気持ちはございませんので、やはりともに一緒に働きながら舟形町を一生懸命つくっていくというふうな仲間だという意識を持っておりますので、そういった中で臨時職員の処遇についても検討させていただければというふうに思います。

1 番 今、町長答弁ございました。確かに舟形町、これは2013年度の調査結果で日本番付が出ています。確かに県内で一番トップです、平均年齢は、46.8歳でございます。その当時の一般行政職員が58人というようなことでここでは計算になってございます。ただし、財政力指数というのが非常にちょっと低いもんですから、ここら辺も懸念されるところかなというふうには、この番付からは判断できるようであります。いずれにしても、今町長答弁あったように町も雇用を生んでいるんだよというような、やはりそこら辺を十分に問われながら、今後臨時職員だけであらずいろいろな方面で、舟形町がいろいろな面で町長、郡内で一番若い町長でございます。先駆者となって今後最上郡を引っ張っていけるようなそういうふうな舟形町であっていただきたいなというふうに切に願うわけであります。

以上で質問を終わります。

議長 これをもって、1 番伊藤欽一君の一般質問を終結いたします。

ここで、2 時25分まで休憩をいたします。

午後 2 時0 8 分 休憩

午後 2 時2 6 分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

先ほどの1 番伊藤欽一議員の質疑の中で総務課長より追加答弁の申し出がありますので、お受けします。

総務課長 先ほどの答弁で、町のホームページで条例、規則、要項等が見られるのかというふう

な質問があつて、私のほうで見られますというふうに答弁しましたがけれども、条例、規則のみのホームページの掲載でありまして、要項要領等のところについては見ることはできませんでしたので、そのところについては削除をしていただきたいというふうに思います。

従いまして、日々雇用賃金とか非常勤職員のところについては、公開はできておりませんのでよろしくお願いいたします。

議長 引き続きまして、一般質問をお受けいたします。

2番 通告文に従いまして質問をさせていただきます。

私のほうからは「冬期間の観光産業振興について」お伺いいたします。

県において、雪国・山形県の気候風土に培われてきた民族文化を大切に、冬と親しむ付き合い方を深めるため、雪国の文化や冬の楽しみ方を伝える団体、個人を対象に「やまがた雪文化マイスター」を創設して、11月中旬まで認定してこの冬から活動をスタートさせる構想であります。

マイスター制度とは、冬の文化、楽しみ方を広め、新しい冬の暮らしを生み出すために新設され、マイスターの発案、企画による各種活動、また希望者にノウハウを教える指導者としての役割を担うものであります。

県は、第2期、第3期と来年度以降もマイスター募集を継続する考えであります。当町においてもこのマイスターとなり得る町民は多く存在しているものと考えられることから、町としても候補者を選定して県と連携を深めながらこの制度を活用し、冬期間における新たな産業観光を掘り起こして、町の産業振興に結びつけていかなければならないと思います。

町長の新たな冬期間における観光産業の掘り起こしの考えを伺います。

町長 それでは、2番小国浩文議員の「冬期間の観光産業振興について」のご質問にお答えします。

平成27年度の県内主要観光地における入り込み数は、約4,490万人となり、平成26年度に次ぐ過去2番目に多い入り込み数となっているようであります。観光分類別では、全国的に知名度の高いスキー場、名所・旧跡、温泉、山岳、海水浴場等を中心とした観光客数となっています。最上地域の冬期間における観光客数は、各市町村の温泉が中心で、年末年始に訪れる神社仏閣等に参拝する方々が多くを占めている状況です。この人数は、夏期間の約半数の入り込み客数となっているようです。

舟形町においては、猿羽根山や小国川などの歴史や自然、若あゆ温泉やあゆっこ村などの観光資源を活用した体験観光の取り組みにより、多くの観光客が訪れています。このことについては前回の議会の中でもご報告させていただいたところですが、冬期間においては、豪雪の影響もあり民間の観光施設は閉鎖となり、現在、観光資源を活用して通年経営に結びついている企業は、残念ながら少ないのが現状となっています。

県では、未来を担う子供たちに雪国の文化や冬の楽しさを伝え、雪に親しむ機運の醸成を推進するために、今年度よりやまがた雪文化マイスター認定制度を立ち上げ、雪を活用した体験活動、学習機会の提供、自然体験活動などを指導する人材育成に取り組んでいます。10月末で募集したところ、10名程度の申請状況となっているようです。小国議員指摘のように、町内にもマイスターとなり得る優れた人材がいることとは思いますが、この制度の周知については今後広報、お知らせ版で広く周知してまいりたいと思います。

町でもこの制度を活用して、冬期間の観光振興に意欲のある民間観光業者や新たな起業者がいれば積極的に支援をしていきたいと考えています。過去に行っていたスキー場や雪祭りなどの町主催のイベントの開催については、冬期間の観光振興に結びつけるのは難しいものと考えております。

今回、地域おこし協力隊と民間の旅行業者と連携し、冬期間における舟形町の郷土料理や郷土行事、雪国での暮らしをテーマに企画されています。ぜひ、多くの方々が舟形町に訪れていただければと期待しているところであります。

また、最上総合支庁や最上地域観光協議会が中心となり旅行エージェントのクラブ・ツーリズム株式会社と連携し、冬期間の誘客、最上地域滞在型体験観光ツアーを図るべく、各市町村の商品となる素材を取りまとめ、企画提案する動きもあるなど、冬期間における最上地域全体の観光産業について進めているところであります。

町では、町に訪れる方々をふやすため、鮎釣り大会や鮎釣り教室の開催、体験型の都市と農村との交流事業、猿羽根山公園やあゆっこ村を中心とした夏期間のイベントによる観光振興を行っているところであります。冬期間の新たな観光産業の掘り起こしについては、やはり観光業者、民間業者等が冬期間に安定した収益の拡大や交流人口の増大に結びつく企画立案が必要であり、将来展望を関係者と話し合いをもって検討会を重ねながら実施すべきであると考えております。

2番 では、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず答弁書に書かれている「最上地域滞在型観光ツアーの素材を企画立案」とありますけれども、その辺については町としてはまだそういう企画を考えていないのでしょうか。それをお聞きします。

町長 町単独での観光というものについては、また交流人口の増大というものとはまた違って、やはり産業と結びつくところが多いかなというふうに思っているところです。町単独では、やはり観光を中心としたといいますか観光で生計を立てている方というのはいないように思いますので、やはり観光産業の振興という分野の中では難しいのかなというふうに思っているところです。ただ、おっしゃるとおり冬期間においてもいろいろとその資源はあるわけですが、やはり1つは、あゆっこ村のコテージ等の宿泊施設しかございませんので、やはり最上地区の連携でいきますと、大蔵村の肘折それから羽根沢温泉、瀬見温泉、それから赤倉温泉というふうな最上8市町村の中

での魅力づくりという中で、やはり最上川船下りをした後、大蔵の肘折温泉、羽根沢温泉というようなその流れが1つはできているかなというふうには思いますけれども、この流れそのものが2020年東京オリンピック、パラリンピックに基づくインバウンド、外国人観光客の入り込み数をふやそうというふうな考え方の中であるというふうに思います。その中で、やはり冬期間はその入り込み客数が減るので、そういったところで新たな仕組みを県のほうでもいろいろと雪祭りの開催等のイベントをしながらふやしているんだというふうに思います。当然、その町としてもそういう流れの中でこういったことは考えていかなければいけないのですが、やはり町単独でこれをするというのはかなり厳しいものがあるというふうに思っておりますし、現在簡単に直結して考えますと、スキー場とかということもあるんですが、スキー場も閉鎖しておりますし、町単独で雪祭りというようなことも、これもなかなか厳しいものもあるというふうに思いますので、その中で最上広域としてどのような役割、位置づけを舟形町としてやっていけるかどうか。それから議員さんの質問にあったそのマイスターに舟形町の人も多くなることは可能だと思いますので、そういったところの人材を活用しながらどういったことができるかということも考えていかなければいけないというふうにも思います。以上です。

2番 ありがとうございます。今町長に答弁していただきましたけれども、スキー場関係はまた後でまた申し上げますけれども、県のほうでマイスター制度を創設して、これは観光産業には直接的に観光が生まれるものだと私は思っておりません。しかし、雪になれ親しんだ文化というものもやはりこれはこれから、そういうものも活用していかなければならないと思いますので、マイスター制度、いなわら文化とかいろいろあるわけですが、その辺の掘り起こしも考えていっていただきたいと思いますが、その辺のお考えは。

町長 縄文ルネッサンスという総合戦略の計画にもありますとおり、やはりこの雪の降る舟形町に4,500年前から人々が住み、国宝になった縄文の女神という土偶もつくっていると。そういう技術、それからそのデザイン力といいますか、それとあわせて縄文人の持つ精神性を持った人々がこの地に住んでいたということをしっかりと我々も考えながら、やはり物ではなくてそこに住んでいる人が国宝、素晴らしい人たちが住んでいるというようなところになければいけないのかというふうに思います。

したがいまして、議員さんの質問のいなわら文化をはじめ、いろいろな文化をしっかりと継承していくということも1つ大事だというふうに思いますし、そういったところの部分をどうやって、その観光ということになるとなかなか難しい面もございます。このマイスターの制度の中で教育機関、公立の施設、営利を主目的とする団体及び活動については、マイスターの対象とはしませんよというふうに言っているわけですので、そういった中でどういった位置づけでこういったことに取り組んでいくべきか等について、これから考えなければいけないのかなというふうに思います。全て、やはり舟形らしさを出した、そういうことを踏まえてそのマイスターになる

人の活動も支援するとすれば、そういった活動をしっかりと支援していかなければいけないのかなというふうに思っているところです。

2番 村にマイスターが観光事業に直結するとは私も思っていません。しかし、やはり何かのきっかけづくりでそれが起爆剤になれば、なお一層いいのかなという思いであります。

あと、先ほど猿羽根山のスキー場も町長のほうから言葉が出ましたが、まさにああいふ大きな施設を使った観光というのは、今の時代にはそぐわない観光だと私も認識しております。そういうものをつくってくださいとか、そういう考えは一切私の中にもありません。しかし、少ない投資で大規模な観光収入を上げろではなくて、やはり雪国、町長の言うとおりで住んで大変な雪なんですよ、町民にとっては。しかし、ここから見れば、雪のないところから見れば憧れの雪でもある一面もあるわけです。そこをやはり、自分たちの住むやつと観光というのはまた別の問題だと思いますので、雪を活用した観光振興というものをやはり考えていくのが、自分たちの厄介者ではありますが、1つの財産でもあるわけですから、その雪というものに対して正面から向き合って何とかこれを観光に結びつけられれば一番いいのかなということで、私のほうの提案なんですけれども、前にも申し上げたとおり、やはりそんなに大きなものはできないんですけれども、舟形町には雪、また若あゆ温泉、コテージ、県民ゴルフ場があるわけです。夏はやはり若あゆ祭りとかそういうものでかなり観光で人を集めているわけなんですけれども、冬期間においては本当に少ないわけです。そこで、やはりスノーモービルなどを活用したやはり観光というものも考えていく時期にきているのかなと私なりに考えているわけです。実際、最上町のほうでは前森高原でスノーモービルの体験のことをやっているわけです。1回6,000円とかという話も聞きますけれども。地元の間でも結構行っているらしいということは、都会のほうからだったらもっともっと需要があるんじゃないかなと。そういうものを見据えてやっていくという考えはございませんでしょうか。

町長 バブル崩壊前のリゾート法という法律もあって、あちこちにゴルフ場からリゾート施設が多くできました。その後バブルが崩壊し、行財政改革の名のもとにいろいろな施設が閉鎖されてきたという経過もございます。

その中で、やはり我々がしっかりとやらなければいけないのは、ここに住んでいる人たちがしっかりとまずは住んでよかったと思えるようなまちづくりを進めていかなければいけないというふうに思いますし、その中で必要とあらば、そういうことも考えていかなければいけないというふうには思います。

ただ、何でも二番煎じでは人は来ていただけませんし、そういったスノーモービルの方が来ていただいても宿泊施設、コテージの数も決まっております。そういった中でそういったことができるのか、また、どこを走らせるかというふうなこともあるようです。ゴルフ場についても芝の関係上からスノーモービルを走らせるということはいかがなものかというふうな話を聞いたこ

とがございますし、スノーモービルも新雪の場合だとなかなか進まないという状況です。あれもやはりかた雪になってきている時期からでないと、なかなか思うように運転することはできないというふうな状況でございますので、そういった点も踏まえていくとそれらのものを設備しながら時期が2月とか3月、そういったところであった場合に果たして可能なかどうか。それを常時するとすれば、やはり1月から圧雪車等である程度踏み固めなければ、なかなかうまくいかないというようなそういった条件もあると思います。また、舟形町は一晩で1メートルも降るようなときもあります。そういったところでそういった整備ができるかどうか、しっかりと考えながら取り組んでいかなければいけない問題だろうと思います。

しかしながら、いずれにしても舟形町には雪が降ります。確かに雪の負担を減らす、苦労を減らすというのが私のまちづくりの基本でございます。それではありますけれども、やはり雪を利用するという小国議員の発想もぜひ必要だというふうに思いますし、県のほうでもそういう流れになっているようです。そういったところも踏まえながら検討をさせていただければというふうに思います。

2番 ありがとうございます。

それで、去年12月に私一般質問でイタヤカエデのシロップの件について、加工場で何とか加工してもらえないでしょうかということを質問させていただき、それに答えていただいて、新工場のほうでやっていただきました経緯もあります。確かに今施行はしていません、はっきり言って。しかしそこに取り組むという姿勢は、やはりさすが我が町だなというふうに思っております。失敗してもやらなかったら失敗はないわけです、やって初めて失敗、成功と出てくるものでありますので、やはりそこに取り組んでいただいたということに対しては感謝申し上げます。

ただ、そのことに対してはほとんど失敗だと思うんですけれども、逆にこのスノーモービルの冬期間の県民ゴルフ場、確かに町長、それは私も県民ゴルフ場がいいと思っています。ただ、芝の関係もあるのも承知しております。ただ、あそこのカート道があるわけです。カート道を活用すればそんなに被害もなくできるのかなと思っておりますけれども、それもやはり県のほうとか山形ゴルフ倶楽部さんのほうとか、お話ししなければ話が進まない話でありますので、今言ったからどうのこうのという気持ちはありませんけれども、やはりイタヤカエデのメープルの採取ツアー、スノーモービルを使って、そういうことも可能なわけです。そして採取したものを自分で加工する分には、何ら食品衛生法にも抵触しないという話も伺っておりますので、体験型の観光というものをこれからはやっていかないと。大きな投資で大きな利益は絶対上がりませんので、少ない利益でそれなりの利益が上がれば冬期間の町の雇用にもつながってくるわけですので。冬期間の農家の若い人たちが、全部仕事があればいいんですけれども、ない人もいますわけです、実際。そういう方々の雇用の面も考えれば、やはりそういう冬期間の観光というものを考えていかなければ、やはり雇用の面でもつながってこないのかなという思いもありますので、そういうメ

ーブルを使った、イタヤカエデを使った体験型観光というものもやはり考えていかなければならないというふうに思っております。

また、先ほど来町長が言ったコテージに関してなんですけれども、冬期間のコテージの利用状況というか稼働率というものがわかりましたら教えていただきたいと思います。

町長 今、イタヤカエデのメープルシロップを採取する体験ツアーのご提案をいただきましたので、どこまでできるかわかりませんが、検討はさせていただきたいというふうに思います。

冬期間のコテージの利用状況ですが、わかりますか。わかる。はい、それでは利用状況について担当課長のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 それでは、今ご質問にありましたコテージのこれは27年度、昨年度の実績ですけれども、コテージの全体の利用が、これは4月から3月までの利用ですけれども、7,143人になっています。今お話ありました、冬期間11月から3月までについては1,985人、全体の平均が595人なので、冬期間においては397人ということで全体では約66%くらいの冬期間の利用率になるのかなというふうに把握しております。

2番 66%ということは、まだ34%くらい残っているわけであります。100%にしろとは言いませんけれども、許容範囲はまだあるのかなという認識でおりますので、そういうものを組み合わせた、いろいろなものを組み合わせた、スノーモービルだけでなく、やはりさっき言ったマイスター制度の組み合わせ、そういうものの集客型の観光につなげていければ、なお一層いいのかなという思いでおるわけです。

なぜそういうことを言っているかという、先ほど5番議員もリングローさんのほうで話された経緯もある。私も委員会のほうで行ったときに立ち話ではありますけれども、私が今思っているような構想をお話しさせていただいたときに、ああ、おもしろいと。やはり我々とはまた違った視点、観点があるわけです、あの方々は。やはりそういうものを組み合わせた公設民営というのは大変いい言葉だと私も感心しましたので、やはり公設で全てやれなんていう考えもありません。やはり民間をどれだけ取り入れるか、民間業者を取り入れることができるかによって、やはりそういうものは大きく進展するんじゃないかなという思いもあります。また、そこに行ったときにやはり鎌倉づくりとか、長沢小学校の裏があいているもんですから、ここは雪はどのくらい積もるんだという話もされました。そうしたらああ、ここでやったらおもしろいねという話も伺いましたので、そういう観点もありますので、やはり民間業者をこれから取り入れて、起爆剤としては町が主体、主体じゃないんですけれども、とっかかりはやはり町がやるしかないのかなという思いもありますので、その辺民間業者を取り入れるという考えもあわせてお伺いしたいと思います。

町長 そういった民間業者さんが来ていただけるのであれば、町としては支援をしていきたいというふうに考えております。

2番 ぜひ、やはり冬期間、どうしても4カ月というのは閉ざされた町になるわけです。そこに少しでも光を当てていくようなやり方をこれからいろいろ知恵を出し合って考えていかなければならない時代に來たのかなと。人口減少に歯どめはかからないわけです。その人口減少に立ち向かうためにも、守るために攻めるという言葉もありますので、やはり責めるということを前面に押し出してやっていかなければ、この町がどんどん疲弊していつてしまうのかなという考えもありますので、その辺についてもお伺いしたいと思います。

町長 攻めるというふうなことでありますけれども、そういった事業をして誰が喜ぶといいますかそのあれになってきますと、やはりよそから来てよそから來た人たちが楽しむというようなことが多くあって、こちらのほうではその準備なり何なりに疲弊するというような今までのパターンではよくないのかなと。やはりここに住んでいる人たちが、自分たちみずから楽しめるようなイベントであれば、それは大変いいことだというふうに思いますし、そういった事業、観光のインバウンドも含めまして、よそから来ていただいてここで企画をしていただけるようなそういう業者さん、それから集客していただけるような民間業者さんがいるとすれば、町としてはいろいろな情報提供なり場所の提供であつたりとかということについては、何ら問題なくできるかと思いますが、やはり私としてはここに住んでいる人たちが一番やはりここに住んでいてよかったと思えるような、そういう政策を中心に考えていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

2番 ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。やはり雪を克服しないと先には進まないと思いますので、いろいろな知恵を出し合ってよりよいまちづくりのために頑張ってくださいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長 以上をもって、2番小国浩文君の一般質問を終結いたします。

4番 私で最後です。それでは私から2点ほど通告題に従いまして質問させていただきます。

1番目として「看護師養成機関の開設について町長の考えは」。

最上広域市町村圏事務組合では、最上広域圏における深刻な看護師不足といった課題に向け、地域内において看護師の養成を図るための看護師養成機関の新規開設を目指すための準備事業として、389万7,000円を予算に組み入れています。議長会の申し出により各町村議会へ看護師養成機関の制度についての説明が行われましたが、新規開設については、今後慎重に協議していかなければならないと思います。この事業について町としての町長の考えを伺います。

2番目といたしまして「農業振興策を問う」。

農業への情熱、情勢が大きく変貌しようとしている中で、町の農業、農地、地域を守り、次世代につなげていくには多くの課題があります。近年、イノシシによる被害が拡大し、農地、農作物が荒らされる、群馬県では人が襲われ死亡する被害があり、深刻な問題となっています。ま

た、米価の下落や人口減少による後継者不足、担い手不足、耕作放棄地の拡大、地域集落の減退など多くの問題があります。農業振興を進めるに当たり、次のことについて伺います。

①鳥獣害への危機意識を持ち、住みかとなる空き家、餌となる柿の実など、町民とともに環境整備をしていかなければならないと思うが、今後の対策を伺います。

②耕作放棄地の拡大を防止するためには、農業者だけではなく農地保有者の意識、農業振興整備計画の見直し、そして農業委員会活動が大事であると思います。農業委員会法が27年9月4日に改正され、新たな農業委員会制度が始まりますが、農業委員会の果たす役割をどのようにしていくのか、農業委員会会長に伺います。

③舟形町の農業振興で最も急がなければならないのが、農地整備であると思います。農地整備について今の対策を伺います。

また、県では農地整備事業の中で農業経営高度化促進事業の助成割合の見直しを検討しているようですが、町ではどこまで把握しているのか伺います。

町長 それでは、4番佐藤 勇議員の「看護師養成機関の開設について」の質問にお答えします。

看護師養成機関の開設の話は、昨年9月の新聞で県最上総合支庁が管内全ての医療機関や介護施設を対象に初のアンケートを行い、その結果望ましい看護体制がとられている施設は3分の2弱にとどまっており、特に介護施設などでの人手不足が深刻になってきていることが明らかになったと新聞報道がありました。

また、ことしの4月の新聞記事に、新庄市では看護師養成機関設置のための調査を4年前に行ったのと同様の調査を補完する内容で実施し、前回の調査と比較し建設費が膨らんだほか、新たに20、30、40人の各ケースで民間立と公立の場合を比較し、民間立で学費を100万円とすると1学年40人では開校2年目、30人では3年目から収支が黒字になると試算しました。5月には最上地域に看護師養成機関設置のための検討をするため、最上広域市町村圏事務組合内に開設準備専門員が配置されましたという記事が掲載されました。このことについては、学生が集まるかどうかといった問題や民間立、公立、公設民営等のパターンでの検討も必要であることや、教員の確保についても大きな課題であるといった共通の認識を持っております。

また、そのほかにも県教育委員会が数年後に高校の再編等について検討することになっていることから、その中での対応も期待されるのではと考えておりますが、まだまだ不確定な要素もあり、さらなる検討が必要であると思っております。

しかし、看護師不足は喫緊での課題であり、早期対応が必要であると考えております。そのため、最上地方町村会でもことし3月の臨時会で最上独自の修学資金制度を新設し、看護師確保につなげるための制度設計について事務レベルで検討させ、平成29年度から実施する計画で進めております。広域議員である佐藤議員をはじめ、これらのことにつきましては広域事務組合の開設準備専門員より町全協でも説明を受けていると思います。

以上が看護師養成機関の新設についての経過であります。最上地域の医療体制の危機感をもってこの問題を注視しながら、最上8市町村が統一した考えでの対策が望まれると思っていますので、その際は議員各位のご意見等も伺いながら対応していきたいと考えております。

次の農業振興策等についての質問でございますが、農業委員会の会長への質問ということでございますので、私のほうは3番目のほうの農地整備についての今後の対策についての質問というところでお答えをさせていただきます。私が終わった後に農業委員会の会長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

舟形町では、平成27年度より10アール当たり4,000円程度に軽減し、農地整備を推進しているところであり、要望箇所へ赴き事業内容等の説明をさせていただいております。現在、小松原田地区45ヘクタールの工事が実施中であり、国の2次補正予算で1億8,500万円をいただき、来年度には整地工事が完了する予定となっております。また、三光堰西地区90ヘクタールが平成30年度、桧原地区28ヘクタールが平成31年度の事業採択を目指し、計画策定中であります。さらに沖の原地区120ヘクタールが平成29年度から調査計画事業の実施を県に要望しているところであります。

しかしながら、県内の要望箇所が急増しており、県としましても各要望地区の同意率、営農計画等により順位づけをしなければならない状況でありますので、中心経営体をはじめ受益者のみなさんの合意形成や営農ビジョンについて話し合いを深め、集落営農や複数の経営体による法人化を視野に入れていただきながら、関係農家の皆様とともに農地整備の推進及び農業振興を図ってまいります。

農業経営高度化推進事業につきましては、現在中山間地域においては7.5%の地元負担があり、集積率により促進費の助成が最大で7.5%で、実質地元負担ゼロが可能となっております。

先日、県から示された新規採択地区の現状を把握するための新規調査地区に係る採択評価リストによると、平成28年度以降新たに調査設計の申請を行う地区から農家負担が発生する旨の地元説明について記載がありますが、これは地元として事業費の一部を負担して事業実施したい意向であるかどうかを確認したいということであり、一律に全ての地区において負担を求めることと決定したものではないと聞いております。今後も県と連絡を密にしながら対応してまいりたいと考えております。

大変失礼いたしました。1番目を抜かしてしまいました。

それでは、1番目の鳥獣被害についてに回答します。

1番目の鳥獣被害の今後の対策についてですが、6番齋藤議員のご質問の中でも申し上げましたように、今年度における有害鳥獣の目撃情報の件数や被害状況については、先ほどのとおりとなっております。幸いにして人的被害の情報等については、何もない状況であります。現在、有害鳥獣の町の対応としては目撃情報による現地確認、関係機関への連絡、防災無線での町民の

周知徹底、町猟友会と必要に応じた駆除、捕獲対策を行ってきているところでもあります。

議員ご指摘のように鳥獣の活動範囲が広域化となっていることや、家庭事情による空き家の増加、餌となる柿や栗、ユリネ等に対する対応など、今後どの対策や対応が必要なのか、有害鳥獣の種類によってもその対策が異なると思われますので、どうすれば町民の安全安心が保たれるのかなど、県や町猟友会などと協議、検討してまいりたいと考えております。

農業委員会会長 それでは、2番目の耕作放棄地の拡大防止対策等についてお答えいたします。

農業委員会の法改正により、農地等の利用の最適化の推進に関する事務が、農業委員会の最も重要な事務と位置づけられ、任意事務から法定事務になりました。農地等の利用の最適化の推進とは、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の3点となっています。また、これらを推進するために委員会として意思決定を行う農業委員とは別に、担当地域ごとに農地利用最適化推進委員の設置が義務づけられました。推進委員の業務については、これまでの農業委員会での活動と同様となっています。高齢化や後継者不足に伴い、耕作放棄地の拡大は議員指摘のように大変懸念がされるものがありますし、農業委員会としての役割も町のために発揮したいと考えています。

私の考える役割とは、1つ目が農業者の担い手育成と活力ある地域づくりの推進です。農地の利用集積・集約化を図りながらの農地の賃借をあっせんしながら、農地の有効利用を促進し、地域の活性化を推進することです。

2つ目の役割は、農地を守り農業振興の促進に寄与する団体を代表する機関であるという責任を持つことです。農家の大切な農地の転用や売買の際に、農地法に基づき公正に審査し、許認可を行っていきたいと考えています。

3つ目の役割は、地域内での世話役だということです。確かに山深く、農道が整備されていない農地等の見直し、農業振興整備計画の見直し検討も今後必要とされるものと思いますが、農業委員会及び推進委員が連携してきめ細かな活動を行い、農業者の声を少しでも政策に反映し、将来の町の農業振興のために今後とも農業委員そして推進委員は、目的達成のため活動してまいりたいと考えています。以上です。

4番 それでは再質問をさせていただきます。

初めに、まずこの看護師養成機関の開設に向けての事業といいますか話し合いが待っているわけですが、広域議員に行っている私として、この話が聞こえてきたのは春先からであります。昨年、一昨年12月ごろに組長さんたち、要するに理事長さんたちがこの事業を新庄市長の提案のもとにこれを協議を進めていこうというような話になったそうであります。それと同時に、同時というよりも最上、新庄市を中心とした定住自立圏構想の中にもこの看護師養成をしていくというテーマが5年スパンで盛り込まれているわけです。なおかつ、新庄市長は、市長に立候補した当時の公約としてそれを掲げておりました。それが、広域のほうに話が来て、もう建てるこ

とが前提で進んでいるかのように私たちが聞こえてきた感がありました。

しかしながら、10月の議会においてそれはちょっと待てと。やはりもう少し協議をしてしっかり必要性であり方向性を協議するべきではないかというような話になったわけです。広域議員の中で特別委員会でも設置して、なおかつ慎重審議していくべきではないかという意見も出ました。そこまでには至っていないものの、今後15名ほどの人数の検討委員会を設置して、年3回くらいの計画で検討をするという予算もついているわけでございます。

舟形町としてもいろいろな町民の意見を拾い上げながら、子供たちの意向を聞きながら、地域に果たしてどういう形が必要なのか、どういう形がよいのかということをしっかり協議するべきだと思います。

ここの答弁書の中では、今までの経過を答弁の要旨に書いていただいたようですけれども、町長がこれに関してどういう思いであるかというものがちょっと伝わらないような感じがします。ぜひ、町長、今現在この事業を進めるに当たっての町長の考えをもう一度伺いたいと思います。

町長 今議員さんのご指摘のとおり最上広域市町村圏事務組合の理事会の中で、看護師養成機関の検討をするというようなことでの決定が昨年に行われたというお話を聞いて、今年度の当初予算の中で、広域の当初予算の中で、専門委員の人的配置の分の予算が300万円ほど、その他旅費等の諸雑費が予算化されているというふうなことであるそうです。理事会の中でもなかなかその養成機関の設置が決まったというようなことではなくて、やはり1つは継続可能でなければならないというふうなことが1つ。それから、設置するについても大きな問題、それから費用負担がどれくらいになるのかというのも、仮に東海林専門委員の概算の試算はありましたけれども、その内容ではとても私が合意をするというようなところまでには至らないというふうに思いますし、各市町村町の理事の方からもいろいろとご意見が出されました。

今、私の考え方はというふうなことなんですが、私としても1つは看護師不足というのは山形県全体の問題であり、さらに最上地域でも同じような問題であるというふうには認識をしております。そのために県のほうでは奨学金制度、給付型のものもつくり、今年度から実施しました。そこに6倍の応募があり、さらに増額したんですが、そこからもこぼれるというような方が出てきているというふうなことでもあります。やはり看護師になるためには、それ相応の費用がかかるというふうなこともありますので、最上広域としては、その山形県の奨学金制度を補完する意味で平成29年度から最上地域独自の奨学金制度をつくるというふうなことが決定しておりますし、山形県の奨学金制度に漏れた方々の中で最上地方の方々をその分で拾っていこうということで考えております。

ただし、看護師学校の養成機関、学校をつくるということについては、答弁書でも申し上げておりますが4つの方法があります。最上広域でつくる、それから民間でつくるというふうなことで、それから県でつくる、それから最上地域の高等学校の再編の中で新しくできる看護科をつく

って、高等学校に看護科をつくるというような4つの試案がありますので、それらをしっかりと分析した上でどのものがいいのか、継続可能なのかというふうなところをしっかりと判断した上で決定したいというふうなことでありますので、今のところ私がその看護師専門学校をつくるべきでないとかつくるべきだというようなことは、今のところ思っていないところでございます。

4番 方向性的にいろいろな、今4つの段階の検討がなされているという形があるかと思えますけれども、学校法人新庄学園については前に看護師科があったけれども今はもうなくなってしまっていると。高校編成云々とありますけれども、これもやはり公立高校であれば県の負担になると。

今、最上地区で一番問題なのが県立病院の移築問題です。ここにおられる新教育委員長の高橋さんのほうから、この前中央公民館、県知事とのヒアリングのときに大変いい質問をしていただきました。救急医療体制を県立病院に必ず設置するべきであるという、この質問に対して県知事が即座に動いて、今事業に盛り込んで急遽、検討に入っているかと思うところであります。

そういう中から見れば公設民営、どっちかといった場合に、いかなる場合をもっても県に負担をさせないでとにかく病院だけはつくってもらうという形が先決かなという思いが出てくるわけです。そういう方向からいけば、やはりこの看護師学校養成機関についてはもう少し慎重に審議しながら、いろいろな意見を幅広く拾い上げてやっていただきたいと思います。最上地域広域の理事からのトップダウンではなくて、広範囲な意見をしっかりと聞いて、改めて広域でしなければいけない方向性をしっかりと検討していただきたいと思います。我々首長にもその旨をしっかりとお願いしておきたいと思います。

続きまして、時間が押しておりますので、農業問題の質問に移らせていただきます。

6番議員さんのほうから鳥獣害問題がありました。全国的には群馬県、夫婦で死亡並びに愛媛県で80代の農家の男性が農作業に行き帰らない人になったと、イノシシにやられたというふうな人的災害が発生しております。皆さんの頭にはイノシシは寒いところにはおらないというふうな固定観念があるかと思いますが、イノシシの歴史からいえば盛岡、江戸時代に変な繁茂して、盛岡藩、幕府という藩ですか、藩をあげてイノシシ対策に講じた。それが明治の末期まで続いたというような形です。県内のイノシシ対策においても明治末期までにイノシシに対しての警戒感を持ちながら対策をしていたという事例があるわけです。その後は、やはり日本国家国民は狩猟民族、技術的に文化が革新してくるとともに狩猟技術が上がり、どんどんイノシシをとって食ったか、わかりませんが、明治の末期では絶滅寸前に至ったと。ところが平成に入って十三、四年に天童で1頭捕獲されてから徐々にふえてきたわけです。平成26年度には150頭ほど捕獲されているわけです。平成14年から26年まで合計すれば350頭ほど捕獲されております。

このイノシシというのは、物すごいものの勢いがあります。繁殖力も襲う力もです。ことし

の秋、そば刈作業でみんなやっているところにイノシシが遊びにきてました。親子連れ、子供7人つれて。合計9人家族です。私の携帯の写メにちゃんと録画してありますので、後でお見せしたいと思いますけれども、たった一瞬で9頭ですよ。これが一冬越したら幾らになるかということです。

今、山形県ではイノシシ対策の整備をしております。推測では1,900頭山形県内におるそうです。年間440頭退治して、5年後の32年には1,400頭にしていきたいと。毎年440頭ぶってても5年後に1,400頭にしか抑えられないということなんですよ。今2,265名の狩猟許可者がいる。それを平成30年には3,000名にふやすと。前はやはり猟師がいたわけです。ぜひ、先ほどもありましたけれども、とにかく冬のうちにおいて来春対策を講じるというような形は言っておりましたけれども、それではなく今年の冬から徹底的に、徹底的にやっていかないと来年は人的な災害が発生するような危機感を感じておりますけれども、町長いかがでしょうか。

町長 まずは、県立病院の件につきましては、議員さんおっしゃられるようにここにあります高橋教育委員長のほうからタウンミーティングの中で発言をさせていただいたのがきっかけとなりまして、救急救命センターというような救急救命の位置づけをしっかりとしてもらえるようになったというのは大変ありがたいことだったなと。そのきっかけが舟形町のタウンミーティングだったというのは、非常にうれしいと思っていますところです。

看護師養成機関については、先ほども申し上げましたとおり、しっかりとこれからいろいろな意見を聞きながら対応してまいりますので、議員さんも広域の議員としてぜひ広域議会の中でも発言をいただきながら、慎重に物事を進めていけるような議論をしていただければというふうに思います。

イノシシ対策でございますけれども、先ほど斎藤議員のところでも申し上げたんですが、イノシシのおりが1個、それからイノシシのくくりわなというのが5個の中で対応しております。やはり草木が繁茂してきますと、猟友会の人のお話を聞きますとちょっと危なくて打てないというふうな状況で、そういった場合についてはおりだったりわなであったりということだというふうに思います。ただ、冬期間のイノシシ退治のものについては、県のほうに申請をしてその駆除の対応をするということでございますので、イノシシの発見情報等があつてというふうなことが1つ条件なのかなというふうには思いますが、通年をとおしてイノシシ駆除ができるような県のほうへの働きかけをしながら、あとまた猟友会の方々も冬期間イノシシ捕獲に頑張っていただけるような対策、それから予算を計上しなければならないというふうに思いますので、その点については猟友会の方々といろいろお話をしながら取り組んでいきたいというふうに思います。

4番 沖の原から芦沢にかけてのあそこの界隈の山林に、沖の原の猟師さんいわく50頭前後はいるだろうというふうに推測しております。その方は鉄砲の名手であります。目利きもしっかりしている方です。ことしの冬に餌場をしっかりとつくって徹底的に打ち込まないといけないと思いま

すので、対策をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、農業委員会の再質問をさせていただきます。

今回、法改正によって制度が変わっていくわけですが、町長任命制度になっていくわけだけでも、今回議案として上がっております。しかしながら、今現状すごく大事なことであるものと私は捉えております。議案にいきなり上がってくる前にこういう制度が変わった時点で方向性をしっかり検討する、その上で説明をしていただくべきではなかったのではないかなというふうな思いがあるんですけれども、いかがですか。この質問に関しては町長のほうから答えていただけたらと思います。

町長 農業委員会法が改正されて施行されたのが昨年であったというふうに思いますし、それが舟形町に該当するのが29年4月1日というふうなことであります。その改正内容については、ご承知のというふうに思っておりますし、その内容等については基本的に公選からその市町村長が任命するという制度に変わるというふうなことであります。さらにはその主たる目的の中で農地利用の最適化というふうなところが明言されているというふうなところでございますので、そういったことについては農業委員会をはじめとして今までの中で説明されてきたことなのかなというふうに思っておりますので、説明不足であるというふうなことであれば、改めてちょっとその対応を検討させていただきたいというふうに思います。

4番 舟形町から農業を外したら、かなりどころではないくらい町が傾くかと思います。というくらいに地域にとっては大事な産業だと思います。要するにそこから出るものは環境であったり仕事であったり、いろいろなものにつながっていくわけです。家族形態であったりという形の中で。それを守る最適化推進委員という形のを置かなければいけないと、これは義務づけられているわけです。そういう形の中で今回その人数が4名となっているわけですが、これは4名で果たして適正であるのか。どういう役割をしていくのか。これから農地を整理したり集積していく中間管理機構というものが立ち上がっております。そこでスクラムを組みながらどういうふうな形の中で今後業務をやっていったって地域を守っていくのかというこの位置づけが、だんだん崩れていくような気がするんです。

ただ決まりごとにあてはめて配置しておくだけの形ではよくないと思うんです。そういう意味からもっともう少しそういうしっかり協議するべきではないのかなというふうな、協議することによっておのおの責任感をしっかり持って業務に当たるというふうになろうかと思います。

農業委員会の会長に伺います。今まで長年大変ご苦労さまでした。町長から任命されればなおかつ継続して農業委員をお願いするような形になるかならないかは私はわかりませんが、今までの経験を持って今後さらなる舟形町の農地を守っていくために特に必要なことがあればお願いします。

農業委員会会長 今、佐藤議員から言われまして、農業委員会の法とかは一応私たちもさんざん

勉強しまして、一応地域のほうではやはり中山町、南陽市、三川町、大江町、河北町、遊佐と、6市町村ありましたけれども、それはある程度100ヘクタールに1人といいますけれども、大体推進委員としては中山町が6人、南陽が8人、三川で3人、大江で10人ということで一応河北が5人、そして遊佐町4人となっています。ですから、舟形町としてはさんざん私も事務局と話し合いながら一応何人いいかなと、適正か探しましたけれども、大体地区割りで4名くらいがいいかなと思ってこのような結果で町長に10月28日でしたか、町長さんと副町長さんと私と事務局と職務代理で行きながらお願いしたところでありました。

4番 今回の冒頭にJAのほうからの請願が上がってきておるわけです。平成30年、2018年には簡単に言えば減反制度、国からの指示目標がなくなって自主的な取り組みでやると。これについては再生協が中心となってそれに附随する、もちろん今言われた農業委員でありこの最適化委員であり、いろいろなチームがスクラムを組んでどういう形で町でやっていけば米が余らなく、農産物が売れて地域が活性化できるだろうかという形をつくっていかないといけないわけです。これは自主的な取り組みです。すごく大事なことだと思います。そういうものをこれからやっていくためには、新しく制度があったときには一旦必ず集まりをするなり説明するなりというステージが必ず必要だと思います。でないと責任を持てない状況の中で割り当てられた役職をもって座っているだけというふうな形になろうかと思います。そのような形にならないようにするためにも、やはりしっかりと協議をしていきながら農業委員会が果たす役割、再生協が果たす役割、行政が果たす役割をしっかりとやっていかないとこれから非常に大変な状況になろうかと思います。県のほうからも舟形町でいい提案はないですかと恐らくきてあろうかと思います。そんな中で、30年をめどに改めて町でどういう農業ビジョンをつくっていくかということを再検討する時期であろうかと思いますが、振興課長、新たなビジョンの作成について今検討を進めるような考えはありますか。（「町長」の声あり）町長か。（「そうです」の声あり）はい、済みません。

町長 平成30年度の問題については、しっかりと私が就任以来産業振興課農政班を中心にどうやったら中山間地域の農業を含め所得向上につながるかというふうなことで申し上げておりますし、そういったことが来年度以降しっかりと出てくるものだというふうに思います。

ただ、再生協につきましては、現在生産調整の割り当てというふうなことで、いろいろな団体の中でその内容を決めておりますけれども、県の再生協議会があって舟形各市町村の再生協議会があるということでございますので、県の再生協議会がなくなった場合についての対応については、今後検討しなければいけないかなというふうなことはあると思います。

ただ、佐藤議員がおっしゃられるとおりにこれからどうしていくかというような大事なときはあります。その際にしっかりと検討する場所としての位置づけは必要なんじゃないかなというふうに考えておりますので、今後30年度の戸別所得補償7,500円、それから生産調整の割り当て

の廃止という中でしっかりと舟形町の農業が継続できるように頑張っていきたいというふうに思います。

議長 以上をもって、4番佐藤 勇君の一般質問を終結いたします。

本日の日程は、これもちまして全て終了いたしました。

あすは午前10時より再開をいたします。午前9時45分までご参集をお願いします。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時38分 散会

平成 28 年 12 月 7 日（水曜日）

第 4 回舟形町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成28年舟形町議会第4回定例会第2日目

平成28年12月7日（水）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 敏太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課財政管財班長 伊藤 茂 樹
副 町 長 酒 井 雅 彦	教 育 委 員 長 高 橋 純 康
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	教 育 長 齊 藤 涉
総 務 課 長 中 山 進	教 育 次 長 叶 内 範 夫
まちづくり課長 伊藤 幸 一	農 業 委 員 会 会 長 加 藤 勝 義
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子
産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明	監 査 事 務 局 長 斉 藤 洋 一
兼農業委員会事務局長	
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一	主 任 石 川 忍
---------------------	-----------

議事日程

- 日程第1 議案第63号 平成28年度舟形町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第2 議案第64号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第65号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第66号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

について

日程第 5 議案第 6 7 号 平成 2 8 年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）に
ついて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時06分 開会

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第63号 平成28年度舟形町一般会計補正予算（第5号）について

議長 日程第1 議案第63号 平成28年度舟形町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いをいたします。

最初に、歳入についての質疑を行います。

7番 それでは、14、15ページ、15ページの教育費、県補助金の中の山形県孫育て交流サロン創設事業費補助金50万円、これの受け皿としての体制は整っているのか、質問いたします。

教育次長 この歳入につきましては、歳出のほうで保育所費のほうの備品購入費のほうでとっておりますけれども、高齢者と地域の子供たちの交流を通しまして、伝統事業や昔の遊びを通して地域全体の交流を図るという事業でございます。保育所のほうの備品購入のほうにこれを充てる事業でございまして、10分の10の交付金となっております。

7番 受け皿としてはそういうところで受けているということですが、県の補助、ホームページとかでちょっと見ますと、その内容の中に、例えばいじめの支援だったりとか、今ちょっとホームページを見ながら言っているのですけれども、いじめの支援であったりとか、あと引きこもり対策とか、そういった内容にも使っているよというような意味合いの補助金のようなことが書かれてあります。そういったものを加味しているのでしょうかということを質問します。

議長 7番にちょっと伺いますけれども、タブレットか何か手元にあるのですか。（「あります」の声あり）それは持ち込み禁止ですよ。

教育次長 私の持っている山形県孫育て交流サロン創設事業費補助金交付要綱には、いじめという文言は出てなくて、高齢者と児童の交流と、そういうふうなところで来ておりましたので、保育所における、その交流における備品購入のほうに今考えております。

議長 ほかにありませんか。歳入についての質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって歳入についての質疑を終結いたします。

続きまして、歳出の第1款議会費から第4款衛生費についての質疑を行います。

6番 1点だけ、じゃあ。18ページです。2－1－6まちづくり推進費250万円の減額になってございますが、内容を見ますと事業の不採択という内容でございますが、その不採択の理由をお聞かせいただきたいと思います。

まちづくり課長 今年度、新堀町内と堀内町内の申請を上げているわけですが、例年、採択申請については2カ所ほど上げてございます。それで、やはり予算の自治総合センターのほうに、一般財団法人なのですが、そちらのほうに申請を出すのですが、やはり予算の枠の中でというふうなことで、1カ所だけ、宝くじコミュニティ助成事業ですが、1カ所だけ採択になったというふうなことで、今年度不採択になった分については来年度、再度申請を上げたいというふうに計画してございます。

6番 そうしますと、その支援制度の内容がまずかったわけじゃなくて、その全体の総体的な、その予算の枠で外れてしまったと。来年また出すということですが、来年確実に採択になるということはあるのですか。副町長も首かしげていますけれども、どうなのでしょうかね。

まちづくり課長 今までの経過から申し上げますと、次年度には採択になってきているというふうになってございます。若干の内容的なところでは時間があるので、再度町内会のほうに内容を点検し、変更するところはしてというふうな作業はしてございますが、大きな変更、採択のための変更というふうなことはしてございません。

6番 今ちょっと変更とかという、ちょっと言葉が出ましたけれども、その申請の内容は問題ないんですよね。ただその順番で、優先順位で外れているというだけで、それはもう新堀さんなり、それはもう納得している内容なんですかね。

まちづくり課長 ご明察のとおりでございます。

4番 今の件に関して質問させていただきますけれども、そうであれば、もともとから1件しか申請を受け付けないような形になるのではないのですか。予算の範囲内で、超えたからという範囲で解釈すればいいですか。

まちづくり課長 申請につきましては、町のほうで町内から受け付けている分をそのまま申請として上げてございます。その中で、その一般財団法人のほうの自治総合センターのほうで予算の枠の中で採択の審査をするというふうになってございますので、その中で1件該当したというふうになっております。

4番 であれば、来年度、この事業を、メニューを計画した町内があつて、二、三地区上がってきた場合には、今回落選したところが優先順位になるというふうな解釈をしなければいけないのですか。

まちづくり課長 慣例でと言って説明したほうがよろしいかと思いますが、申請は随時、

町のほうで受け付けてございます。それで、先着順にというふうなことで申請を上げさせていただいている。その中で毎年2件ほど申請を出して、回答が来るのが、採択になるのが1件というふうな現状であります。

議長 ほかにありませんか。

1番 34ページ、土木費4項1目住宅管理費の中で……。 （「まだ」の声あり） まだ。済みません。2款は。総務費ですけれども、2款の1項、学習センターの修繕料とここで上がりますけれども、この修繕の内容、どのような内容でしょうか。

まちづくり課長 修繕の内容につきましては、電話機の修繕、それから各部屋の扉の修繕、それから非常用予備電源と蓄電池の交換、それから天窓の修繕というふうに計画してございます。

1番 多岐にわたっての修繕のようなのですけれども、これに関しての見積もりをその専門業者からおとりになってここに上がっているというようなことでよろしいでしょうか。

まちづくり課長 はい、そのとおりでございます。

議長 ほかにありませんか。

5番 ページが22ページの民生費3款1項5目、この中に灯油購入費助成金130万円とあります。この130万円トータルの金額ではないのかなというふうに思いますが、何世帯の該当者があって、1世帯当たりどの程度の助成が受けられるのか、お聞きしたいと思います。

税務課長 世帯数は260世帯、それで5,000円の助成というふうになります。

5番 この助成につきましては、毎年あるかというふうに思いますが、前年と比べてふえているのか、減っているのか、現状維持なのか、この辺はどうなのでしょう。

税務福祉課長 予算ですので、大まかなところで260世帯というふうに、260世帯として計算していますし、これから対象者の把握とか、それからご案内というふうな流れになっていくかと思っています。

4番 同じ項目です。昨年度の質問の中で、公平性という形の中で、福祉のための灯油購入なわけです。老人1人、2人家庭で灯油をたくことは危険性があるという面も捉えられるわけです。ある意味では、電気で温めるものが割とコストが安く済むと。小さい部屋であれば灯油でたくよりも、エアコン等々、電気器具の暖房器具がより効果的だという意見もあります。そういうものに関しての助成を、この考えはないのかという質問をしたのですけれども、検討はどうかされておりますか。

税務福祉課長 今回につきましては、1つが、県の12月補正予算上でも県費で補助金が出る。それから、それに応じて町も2分の1を出してあげるということで、県の指導の中で発足した事業です。古くは25年の年に結構灯油が上がった段階で初めてこの補助金制度ができましたし、県の動向を見ながら出しますので、そういう家電製品の補助金ということは県のほうもまだ考えていないようなので、その辺は今後県とも相談をさせていただきたいというふうに

思います。

4 番 灯油をタンクなり、ホームタンクなりからくみ入れて給油するわけですが、流出事故等が毎年のようにあります。火災等も発生するわけです。そういうことからいくと、福祉の町である観点からして、電化製品、器具を使つての暖房というようなものは1つの推進の策かと思います。そういうような観点から見れば、ぜひこの問題については、灯油補助とあわせて平等な助成が受けられるように、電気器具等の燃料費というか、電気代等の助成対象も枠に入れて今後検討していただきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

6 番 18ページ、2－1－5で財産管理費で工事請負費60万円ございますが、内容についてお伺いします。

総務課長 今回、旧光生園のところのもの、旧医師住宅ですか、そのところを町のほうで無償で譲り受けましたので、そのところの、うちのほうで使う雪囲い、使うので、その物置が壊れないように雪囲いをするというふうなことで、あと車庫のところの雪囲い等も含めて、それらの工事費に60万円ほどかかるというふうなことで計上しております。

議長 ほかにありませんか。

5 番 ページが26ページの4－1－5健康増進事業の中に、健康増進事業ということでありますけれども、昨年から健康ポイント付与ということで事業を行っておりますが、そのポイントを付与するための、判こをもらうためのあれ、発行状況といいますか、どの程度あるのか。また、全町民に発行できるような体制というものを考えているのか。というのは、10月に開催しておりますスポーツフェスティバル、これに参加したときに、ぜひ申請すれば、その健康ポイントを付与するための、判こを押すためのものを発行しますからというようなことで回ってはおりますけれども、それだけで終わってしまっているような感じがするので、もう少しこの健康ポイントという事業を始めたのであれば、むしろ意識させるためにもっともっと発行する機会をつくるべきではないのかなと、こう感じたわけであります。だから、結局は紙はもらったものの、大体その方が申請書を上げたのかどうかというようなところは甚だ疑問であります。そういったところで、町としても少し強力にこの健康寿命を延ばすためのせつかくのいい機会でありますので、もう少し力強く進めるべきではないのかなという感じがしております。このことについての対応等についての質問を行います。

税務福祉課長 ありがたいお言葉をいただきました。1つは、健康ポイントの実績ですが、ちょっとまだ28年度については実施中ですので、はっきりしたところは把握しておりません。それと、27年度の実績は決算書にあったので、ちょっと手持ちがないのですが、ことしに入っているいろいろ教育委員会の事業等も含めて、健康ポイントが付与できるような事業について、その時期、その時期に、広報紙と、それから先ほど議員が言われましたように、ス

スポーツフェスティバルでもスタンプをあの会場で持参をして周知を図っているところですが、その都度事業等があれば、今後もお知らせをする、それからできれば皆さんで口コミの中でも紹介をしていただければというふうに思っています。

5番 ぜひ、冬期間になるとなかなか外を歩くということができなくなるわけであります。そういった中で、やはり歩け歩けというようなところを考えていくと、長沢の生涯学習センター、富長でもいいのですけれども、校舎をぐるっと、あの建物をぐるっと、体育館も含めてですけれども、1周すると何メートルになるかわからないけれども、ラインを引いて、ここを1周すれば何歩ありますよと、これを何キロ、仮に1キロ歩けば1ポイントあげますよと、もう少し具体的な動機づけというものが必要なのではないのかなというふうに思います。これがひいてはこのいろいろな方々が生涯学習センターにも来る、あと富長にも来て、校舎内を歩くことによって健康寿命、足腰が鍛えられるというようなところでのポイント付与というようなところも考えてもいいんじゃないのかなと。ということは、この間、長沢の生涯学習センターに遊びに行ったときに、中、体育館だけ歩け歩けしている方がおりました。せっかくであれば、校舎全体にラインを引いてくれて、このとおり歩けば、1周すれば何メートルですよというような表示をしてあげれば、じゃあきょうは何キロ歩くかなというようなことで、自分なりに課題を見つけながら歩くこともできるんじゃないかなというふうに思いますので、もう少し町としての動機づけといいますか、この辺について今後進めていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

税務福祉課長 おっしゃるとおりとは思いますが、やはり健康づくりは個々の人々がそれぞれに自分の体力、それから体調に合わせてすることが大前提というふうに考えています。この健康ポイント制度についても、1つの健康づくり、自分で体を動かすということのツールの1つですし、例えば個々人でやられる、議員言われるようなことまでポイントのスタンプとかということになると、またそれはそれでそのやり方を考える場が必要かなというふうに思いますので、1つのツールとして健康づくりにその人方、個々に対応できるような社会になっていけばいいかなというふうに思いますし、社会体育ではポールトレッキングとか、それからうちのほうでは健康ウォーキングの講座もしていますので、その中でグループでやったものについてそういう付与ができるかどうかを含めて、今後課題として考えていきたいというふうに思います。

5番 そういうふうな前向きの回答をいただきましたので、ぜひ最上町の病院と、あそこの建物に行きますと、もうラインが引かれていて、1周すると何歩ということで、これを何歩すればポイントをあげますよと。そして、ポイントが何歩たまれば無料の入浴券をあげますよというところまでやっているの、もう隣の町では、そこまでやっている町があるので、そういったところを参考にしながら進めていただきたいというふうな要望をして終わります。

議長 ほかにありませんか。

6番 24ページの3-1-10です。臨時給付金の事業、事業の中身ではないです。以前にもちょっとお願いしましたが、システム上それは無理だという話ですが、この表の見せ方です。こちらの1枚目のほうで事業の内容を配っていただきましたけれども、ここに一般財源の16万円と出ていますよね。この16万円というのは何かというのが、この補正の内訳から見えないんですよね。何かなと思って探していったら、一般財源のマイナスの8万6,000円というのは、事務執行費のマイナス20万6,000円、これとこの16万円の差が8万6,000円なんです。これではこちらのほうのせっかくつくってくれた明細表のこの16万円というのは、どういふふうに見ればいいのかよく出てこない。前回も同じような話をしましたが、これはシステムだから無理だよという話なのだけれども、これではちょっと内容がよく、ぱっと見把握できないんじゃないかなと思うのですが、これはどうしても無理なんではなかね。

総務課長 24ページのところの臨時特例給付金の16万円のところでですけども、ちょっとこちらの表の金額が間違っておりまして、当初つくったもので、後からちょっと変更になったようで、20,529というのが補正の額になっております。それで、国庫支出金の20,615というふうなところが国のほうから来ている金額になります。この事業について国のほうの事業費の2,061万5,000円を基本的にはクリアしなければならないわけですが、こちらのほうの25ページのほうの下の方の1と、1の中の臨時給付金44万4,000円と、それから下のほうの経済対策の事業というのが該当になるわけですが、こちらのほうで予算の区分を細かくやっております。節のほうが賃金、それから需用費、役務費、委託料、扶助費というふうなことで、この基本的にはこの金額を、補助対象事業費を、100%なのですが、クリアしなければならないというふうなことで、その需用費であれば需用費のほうにどうしてもきっちと使えない部分があります。なので、ある程度一般財源をここに付けておく必要があるというふうなことで、その16万円、一般財源が必要であるので、国庫補助金だけでは予算がつかないというようなことでご理解をいただきたいというふうに思いますし、あともう一つは、この中に通常の、この中には臨時給付金事業の中の部分と、その今まである事務執行部分のその減額のところもありまして、対象になる部分と、これは補正で来ているので、補正以後の賃金というようなことになりますので、そこら辺の合計の関係で少し一般財源が必要になってくるというふうなことで、皆さんのほうにお渡ししているやつが補助事業分の20,331の部分を抜き出してやっておるのですけれども、こちらの3,110については一般財源化されている部分の事業費も入っておりますので、2,052万9,000円になります。そういったことで、20,331のこの臨時交付金の中には一般財源も入れておかないと補助対象事業上クリアできなくなるので、その部分が若干入っているというふうなことでございますので、よろしくお願いします。

6番 ちょっとその内容じゃなくて、20,331でもいいんですよ。そうした場合に、この表の、こういうふうにした場合ね、この16万円というのは、この予算書から出てこないんじゃないのと言っているんですよ。前回も同じことを言ったのだけれども、これはシステム上無理だと、何か町長が言いたそうに言っていますけれども、町長から答弁してもらっても結構ですが、そういう見せ方では、ちょっと我々わからないよという話だけです。その事業の中にその一般財源を含めないとだめだというのは、それはちょっと別問題として、町長、お願いします。

税務福祉課長 この3款1項10目の臨時特例交付金の中には、1つが説明の1、2とありますけれども、2の中には、国の2次補正の事業費という考えになります。したがって、議員ご質問の補正予算の主な事業内容のところに出てきます2,033万1,000円、それで国県が飛び17万1,000円、一般財源が16万とあるのが、この目の中にある1つの事業になります。

それから、説明の中の1の臨時福祉給付金、これは当初予算でいただいています国の28年度予算に計上された臨時交付金事業です。これが今12月のそろそろ受付締め切りを行っておりますけれども、一部足りない部分があったり、一部必要な部分があったりした増減19万8,000円が出てきています。それで、これの一般財源とか、その絡みもこの目の中では2つの事業がございますので、主な事業内容を説明の一般財源16万円は、国の2次補正分の臨時交付金、そしてもう一つ一般財源で対応しなければならない28年度当初予算に載っていた臨時交付金、12月が申請締め切りになりますが、その事業の補正ということで、確かに2つの事業が入っているので、国庫支出金はこの目の補正の財源内訳でいいますと、国庫支出金は2,061万5,000円、一般財源は三角の8万6,000円とはなっていますけれども、主な事業内容は、今回の2次補正を明らかというか、お知らせするためにこういう書き方になったのかなというふうに考えているところです。

町長 ご指名でございましたので、答弁をさせていただきます。

1つ解決方法としては、2番の経済対策臨時福祉給付金事業というものに新たに目を起こすというやり方があります。そうした場合には、先ほど言った一般財源と事業費との関係が統一になるというやり方もございますし、あと補正予算の主な事業内容の書き方として、目全体の金額を入れるというふうなことの中で、その中に内訳を書くというふうな方法もあると思いますので、その点についてはちょっと検討をさせていただいて、ぜひわかりやすい方法で議員の皆さんのほうにお知らせできるようにちょっと努めたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって、歳出の1款から4款までの、歳出の質疑を終結いたします。

ここで、11時まで休憩をいたします。

午前10時47分 休憩

午前11時05分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

続きまして、第6款農林水産業費から第11款災害復旧費までの質疑を行います。

2番 29ページ、6款4項産地パワーアップ事業補助金とありますけれども、その中身をお聞かせください。

産業振興課長 産地パワーアップ事業については、今回の補正で上がってきているわけですが、大きく担い手の集積やコスト低減というふうな部分で、集出荷等の事業が該当するというようなことで、事業費によっては5,000万円以上というふうになっております。今回該当しているのが、法人の会社でありまして、今回ミニライスセンターというふうなことで、乾燥設備や調整室設備、精米設備、保冷設備というふうなことで行う予定になっております。事業費については5,200万円というふうなことで、国庫補助金の2分の1でありますので、2,600万円というふうになります。

2番 ということは、出荷に対しての補助金ということで理解でよろしいのですか。

産業振興課長 出荷が前提となりますので、そういうことになります。

3番 34ページ、8-4-1住宅管理費、これは先ほども出ましたけれども、一般財源が458万2,000円ですけれども、こちらの事業内容のほうを見ますと438万2,000円で、20万円違うわけですね。この内容を教えてください。

地域整備課長 全体で、先ほどの20万円ではありますが、人件費が入っておりまして、その分であります。事業費については、今回補正額全体で728万2,000円となっております。その中の内訳としまして国庫支出金が270万円、それで一般財源が458万2,000円となっております。先ほど言われました20万円の差額については人件費となっております。以上です。

1番 ただいまのところでございます。8款4項、それでここに測量設計業務委託料というふうにございます。600万円、非常に設計の業務にしてはちょっと金額が多いようなのですけれども、今回ここで見ている内容に関してお聞きしたいと思います。

地域整備課長 ただいまの測量設計業務委託料600万円の内容であります。これらについては町営住宅3号棟の長寿命化対策改修工事の実施設計委託料分でございます。これについては、国の2次補正でいただきまして、先ほども石山議員から質問あった中で、財源内訳を言いましたけれども、国庫支出金が270万円入っております。本来であれば平成29年度予定しておったものなのですが、今回補正をいただきまして、国の補正をいただきまして、このたびの補正予算ということで上げさせていただきました。以上です。

議長 ほかにありませんか。

1 番 28ページ、6 款 2 項の林業振興費でございます。ここに林道維持管理事業において、ここで減額補正になっております。この林道維持管理、今しているところの林道の路線、わかりましたらお願いします。

産業振興課長 今の林道のほうの関係で整備をお願いしているところが、猿羽根から、済みません、富田から猿羽根山までの林道 1 カ所、それから舟形から富田までのほうのちょうど半分に分かれるわけですが、そこが 1 カ所、それと長沢山林道というようなことで、3 カ所を現在委託作業をお願いしているところであります。

1 番 3 カ所委託ということでございますけれども、ここで減額になっているということは、路線か何か減ったということですか。

産業振興課長 ここで人夫雇用雇い上げ賃金については、大規模な災害等があつて、どうしてもそれを片づけなければならないというふうな状態のときをお願いしているようにとっているお金でありますけれども、今回はその大規模な災害がその路線にはなかったというようなことで、ここはそのまま継続していただいたというふうになります。

議長 ほかに。

4 番 同じページでの農業、6 款 1 項 15 目 営農相談事業費の中の 143 万 8,000 円減額になっている部分、これの内容をお聞かせください。

産業振興課長 これについては、当初舟形第 2 の渡辺さんというふうな方をそこでお願いする予定でありましたけれども、都合によりまして来られなくなったというようなことですので、その分を今回削らせていただいたというふうになります。

4 番 その方には大変、農業振興のために尽力されたいきまして感謝しているところでありますけれども、せっかくこの予算がある中……。どこまでしゃべったつけ。大変感謝しているところであります。今現在、きのう請願もあつたとおりに、農業基盤がすごく揺らいでいる状況です。この営農相談室、しっかりとした形の中で対策を講じる時期に入ってきておろうかと思います。そのかわりといいますか、違う方を今後、この予算を使って継続して相談室をやっていただくという考えはなかったのでしょうか。

産業振興課長 この営農相談所ですけれども、今営農指導というふうなことでツチヤさんをお願いしているわけですが、土屋さんとともに、一緒にというふうに、こう思っていたわけですが、その分については今度は営農センターというふうな農協とタイアップしながらやっていく必要があるだろうというようなことで、大変営農センターの職員にも投げかけましたけれども、両方で、両者で、町と農協、営農センターの職員と一緒に営農相談を行いながら、農家の所得の安定のため、さらには今後の営農経営というふうなものについての相談をしているところでありまして、今回 10 月から 11 月にかけて 3 回ほどやらせていただいたというふうなことで、今後についてはまた 2 月から 3 月にかけて行いたいというふうなことで考

えているところであります。

4番 第2庁舎にある部署、2階の部署でありますけれども、役場全体の中でも非常に業務が偏っているなというふうな認識で私は感じております。その中で、やはり何回も言いますけれども、平成30年からこの体制が変わっていくと、農業の基盤が変わっていくという中で、自主的な取り組みを町独自で考えていく必要性も出てくるわけです。なおかつ再生協議会のほうが町長が会長になっているわけですが、深くかかわりながら今後自主的な取り組みを町でどうやっていくかということを検討に入る時期であります。30年からであれば、来年、29年度しっかりと協議をしていかなければならないと思います。ぜひこの営農相談窓口をしっかりとした形で今後やっていくためにも、ぜひこのポジションにこの適切な人員を配置するべきだと思いますので、今後とも検討していただきたいと。

産業振興課長 私たちも、議員おっしゃるとおりに、やはり30年以降の問題についてはしっかりと考えていかないとまずいことだと思いますので、その辺についても今のご指摘があったような形で、どんな方がいいのかも含めまして、業務内容も含めまして、農協さんと一緒に検討しながら行っていきたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

3番 28ページ、6－1－4 農業振興費ですけれども、舟形町認定農業者等経営転換支援事業補助金121万円、これは申請者上によるものというふうにありますけれども、何名これはふえたのか、お聞きします。

産業振興課長 これについては、ご存じのとおりに、認定農業者の方110名いるわけですが、今回申請があったのが19名になります。予算としては16名の分ですので、3名分が足りないというふうなことになります。今回その範囲内で全部やればよかったわけですが、どうしても規模拡大しながら産地拡大に取り組むというふうなところもありまして、いろいろな町の重点作物についての振興というようなこともありましたので、全員の方に何とか対応したいなというふうなことで、今回上げさせていただいたというふうになります。

3番 これは経営転換支援事業なのですから、この3名分というのはどのような作物をおつくりになるのか、お聞きします。

産業振興課長 対象作物としましては、一番多いのがアスパラガス、続いてネギ、ニラ、それからギョウジャニンニク、ニンニク、キュウリ、ツクネイモ、タラノメというふうに広範囲の作物になっておるといふようになります。この中で誰がというふうなことではなくて、今の作物の中の部分について今回3名分の補正を行いたいというふうなことになります。

3番 今、アスパラ、ネギからニンニクと、いろいろ言いましたけれども、3名の方、これ全部やるんですかね。今言った作物。

産業振興課長 先ほど言いました19人の中の作物がその形であるというふうなことで、今回どの

やつに補正をするというふうなことじゃなくて、19人が手を挙げてくれていると、申請が上がっているというふうな中での補正になるものですから、誰がというふうな、作物が何かというふうなことではなくて、この19名のうちの、先ほど申しました作物が該当になるというふうなことでご理解をいただければと思います。

議長 ほかにありませんか。

2番 同じ款項目の中で、戦略的園芸産地拡大支援事業補助金が減額になっていますけれども、この減額の内容とあれをお聞かせください。

産業振興課長 この補助金については県の補助金というふうなことで、県単事業になります。当初事業費で予定されていたものが5項目あるわけですが、残念ながら1つの項目については不採択というふうなことが1件あります。それから、残り4つのやつの組合に関する補助ですが、当初計画していた予算よりも、入札とか、それから事業の見直しとか、いろいろ行いまして、減額になっているというような形になっております。

2番 といいますと、これからも県のほうではどんどん、何ていうかな、予算の圧縮につながっていくのかなという思いがありますけれども、そこをやはり町として補填していく考えがあるのか、お聞かせください。

産業振興課長 この戦略的園芸産地拡大支援事業については、町のほうが10分の1のかさ上げというふうなことで考えている事業になっております。県の3分の1に町のほうで10分の1をかさ上げしますと、さらに県のほうでは12分の1をかさ上げするよというふうなことで、全体で約43%というふうな形の中の補助率になります。あくまでもこれは県のほうの事業の要件がありますので、これからもこの補助金については今年度も希望をとりまして上がってきておりますので、来年以降もこの事業には何とか採択になるようなことで努力はしたいなというふうに、こう思いますが、先ほど言いましたように、どうしても不採択というふうな部分もありますので、その後については何らかの形は考えなければならないのかなというふうには思いますが、まずはこの事業に該当するような形で申請等を行っていきたいというふうに思います。

町長 ちょっと補足させていただきますと、戦略的園芸作柄の補助金につきましては、県の単独事業で、要は農業振興を図るという県知事の意向のもとにつくられた補助事業でございます。これに対しては今の補助率であって、町のほうでかさ上げをすると、さらに県のほうでは12分の1足すというふうな事業です。

この事業と、先ほど石山議員のほうから質問を受けました認定農家の経営転換補助金、これがセットで使われていることもございますので、この戦略的補助事業プラス町のほうでは今経営転換の補助金も合わせて出しているというふうなことでございまして、県は県の予算の枠でしか今のところできないのですが、町としてはさらに10分の1のかさ上げのほかに50

万円までの補助金を出しているということでございますので、ほかの町村よりは数段そういったところで農業振興に力を入れているところでございますので、そういうふうにご理解いただければというふうに思います。

2番 今町長に聞こうと思って先に言われてしまったのであれなのですけれども、やはり町長肝いりで園芸作物、今これからの農業を考えたときには必要なものでありますので、これからも力強く後押ししていただきたいと思います。

5番 34ページ、消防費9-1-2消防施設の中で、消火栓工事3カ所200万円というふうにあります。この工事金額どうのこうのじゃなくて、町としてのこの進め方、ちょっと疑問な点があるものですからお聞きしますが、私どもの町内会の中で1カ所移設する消火栓があったわけでありまして。このことについて27年度にお願いをし、28年度で実施すると、工事をするということで話は聞いておりましたが、28年度に入ってからいつやるんだろうなということとずっと見ておったわけなのですけれども、それこそ雪降る前ギリギリの段階で工事をしたというふうなことなのです。要するに、28年度当初からやるというようなことであれば、もっと天気がよくて作業効率がよいときにできなかったのかなというふうなところで、町としてなぜこの11月の下旬ごろでなかったかな、にこれを行わざるを得なかったのか、その理由についてお聞きしたいと思います。

総務課長 工事がちょっとおくれたことについては、大変申しわけなく思っておりますけれども、今回別の箇所では消火栓を出そうとしたところ、消火栓が壊れているというふうなことで、消火栓が倒れた箇所がありまして、緊急に調査をしまして、緊急度を見て工事をしなければならぬという状況になっておりまして、移設も確かに要望があつてあれなのですけれども、全然消火栓として機能しないところが17件ほどあつたりいろいろして、その優先度等を考えながら対応しなければならなくなったというふうなことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

来年度、今回の3件については、冬期間でも工事ができる部分をまず早急にやるというふうなことで、残りの部分については来年度当初予算に計上して、なるべく早くするというふうなことで対応することにしております。ついては消防団のほうには、これとこの消火栓が使えないよというようなことは事前に通知をしまして、そここのところの安全・安心に支障がないようお願いをしているところであります。

5番 あえてこういうふうな質問をしたというのは、28年度予算の段階で承認されたことについて、なぜもっとスピーディーな形で執行できないのかなと、この辺をずっと町というか、行政全てなののですけれども、国もしかり、県もしかり、市町村もしかりということで、もう少し予算化されたのであれば、公共事業が地域に与える影響というのは非常に大きいわけなので、もう少し早目に執行していくべきじゃないのかなというふうに思いますが、この辺につ

いて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町長 議員さんのおっしゃられるとおりだと思いますので、その点については29年度以降、しっかりと指導してまいりたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、38、39ページの11款 1－1 農業施設災害復旧事業、この測量・設計200万円、工事請負費のマイナス100万円ということで、設計だけして工事が進んでいない、進めることができないというふうに見えるわけですが、実際これはどのような理由により減額になっているのか質問いたします。

地域整備課長 農業用施設災害復旧事業については、今回補正で工事請負費を減額しまして委託料に組み替えしておりますが、中身としましては、今回台風による災害については10月の臨時議会で予算をつけていただきました。その後、11月の14日から国の災害査定が入りました。そんな中で農業用施設並びに農地については災害査定をしていただきまして、ある程度の金額がつかめる形になりました。そんな中で実施設計分が不足が生じますので、今回工事費を減額しまして、そちらに組み替えさせていただいたということです。査定が既に終わっていますので、これから実施設計をしまして発注という形になります。

7番 そうしますと、この今回減額になった100万円という工事費は、また補正で工事費が追加になるということですか。

地域整備課長 工事費につきましては、今回減額しまして既存の予算の範囲内で間に合うということでもあります。

7番 それでは、設計、工事ともに順調に進んでいるというふうに受けましたけれども、今現在その災害、豪雨による災害のこういった関係の工事復旧というのはちゃんと進んでいるのでしょうか。再度質問します。

地域整備課長 災害査定後の今現在の私のほうでつかんでいることなのですが、今回災害査定箇所については、32カ所査定していただきました。あと、そのほかに災害復旧事業に該当しない町単独で行う農地等の復旧につきましては、18カ所既に発注済みであります。あと、未着手な13カ所ございます。これらについても耕作者並びに使用者の皆さんと相談しながら、どういうふうに進めていくかは今後考えていくところであります。そんな形で、来年度作付に間に合うようにするものに関しては、冬期間やらくちないところもあると思います。そんな形になっておりまして、来年度、先ほども言いましたけれども、作付には支障のないような形で進めております。

議長 ほかにありませんか。

3番 38ページ、10－5－3 B＆Gの管理センター費ですが、B＆Gのプール監視員賃金、これは11万円減額になっておりますけれども、減額理由をお聞きします。

教育次長 今年度のプールの営業の実績により減額をしたと、になります。

3 番 そうすると、このプールの使用状況、今どのぐらいの使用頻度があるのか、お聞きします。

教育次長 今年度の使用状況については今資料がございませんので、お答えすることができません。

議長 ほかにありませんか。

6 番 30ページの7－1－3の観光物産センター管理事業で48万円の補正がございましたが、内容についてお伺いします。

産業振興課長 物産センターのほうについては、6月の議会の中でもお話ししまして、この分については商工会のほうに委託をしているところであります。6月に補正していただいた金額で調整を行っていたところでありますが、どうしても町のほうでお願いした委託契約書によって事業を行ってもらっているわけですが、どうしても人件費のほうについてはやはり3カ月分で足りないというふうなことでありますので、その分の補正というようなことと、それから都市交流事業で、今まで民間でやっていた事業が今度は区の事業として、こうなった関係もありまして、受け入れ側の整備が必要というふうな区からの指摘もありまして、それらに対する対応というふうなことで打ち合わせ等も、行くための旅費、それから消耗品というふうなことで今回48万円計上させていただいたというふうになります。

6 番 初めに、給与3カ月分のがございました。これは前もってわからなかったことなのですか。

産業振興課長 6月の段階でもちょっとお話しさせていただいたのですが、何とか町のほうの財政事情もありますので、その予算の中でできるようなことで交渉しながら調整を行ってきたというふうなことで、しかしながらやはり先ほど申しましたような事業、これからの事業も都市交流事業であるものですから、それらに対する人もどうしても必要だというふうなことで調整つかずに、今回何とかお願いしたいというふうな話がありましたので、今回上げさせていただきました。

6 番 町長は首かしげていますが、都市交流事業とか新しい事業が発生して、それにかかわる経費があつて、商工会のほうからこれだけ足りないで何とかしてくださいという話だったらわかりますけれども、人件費についても、この当初予算で500何がし計画をしているわけだから、その中でやってくださいというのが筋じゃないのですか。足りなかったからまたくださいというのはちょっとおかしいと思いますが。

産業振興課長 議員のおっしゃるとおりだと思いますけれども、当初何とか252万円の中でやっていただければというふうなことで、ずっと調整は図ってきたところでありますが、どうしてもやはり削れる事業もないというふうなこともあったり、それから先ほど申しましたように、新規事業についての受け皿の整備というふうなところもありますので、その辺を充実させるためには数回となく打ち合わせを行いたいというふうなこともありますので、その辺で

の必要経費というふうなことで町のほうで判断しまして、お願いするというふうな形、今回お願いするというふうな形に計上させてもらったものになります。

4 番 今の件についてですけれども、港区のほうでは舟形町の交流事業に対して、今度区の事業として区で予算を500万円ほどだっけか、つけて、交流に力を注いでやっていくというふうな形を伺っておりますけれども、その中でじゃあ受け皿が必要だとなれば、こういうふうな形で宛先、矛先を観光物産センター、業務提携委託しているところに予算を追加してやるというような形はどうかと思いますけれども、今後、来年度に向けてはもっとはっきりした形の中でその受け皿の部分の予算化を計画していくのも、この部署に委託業務として出す部分に追加していくわけですか。

議長 佐藤議員の、関連ですか、それは。（「関連です」の声あり）

産業振興課長 今の来年度以降のお話については、今観光物産協会とも、それから商工会ともいろいろな中で話をしていまして、どこに委託するのが一番適当かというようなところとか、港区のほうで受け皿としてなっていたいただける団体がどんなものがあるのかというふうなところも今検討しておりますので、もしかしたら商工会でなく別のところというふうなこともあるのではないかなというふうには想定していますけれども、それは今のところまだ、今後検討していきたいというふうな内容になります。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって、歳出の6款農林水産業費から第11款災害復旧費についての質疑を終結いたします。

以上をもって議案第63号についての質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。議案第63号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第64号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について

議長 日程第2 議案第64号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてを議題といたします。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時01分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

日程第3 議案第65号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議長 日程第3 議案第65号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

4番 64ページの歳出の1款1項1目管理事業費の中での工事費、工事請負費90万円とありますけれども、この内容、お聞かせください。

地域整備課長 工事請負費の内容であります。水道事業管理費の工事請負費でございます。これらについては長尾ポンプ場の入口の進入路の工事の分でございます。

4番 水道管布設の再編事業は違うわけですが、9月に水道事業の導水、送水管の敷設工事が3工区発注になったわけですが、今現在沖の原で4工区が工事に入っておりますけれども、これの発注並びに工事単価等の今現状の進みぐあいを、どうなっているのですか。

地域整備課長 水道施設管理事業のほうであります。統合事業に伴った工事ということで、今年度は1工区、2工区、さらには3工区につきましては議会の承認を得る額だったものですから、それはもう発注済みであります。あと、4工区につきましても発注済みでありまして、

ちょうど原田山、県道新庄舟形線の原田山の付近の工事となっております。延長にしますと429メートル、管路の布設工事を行っております。2,000万円ほどだったのかなとちょっと思っているのですが、手元にちょっと資料ございませんので、それらの工事については議会に付する額じゃなかったものですから、執行させていただいております。

4番 9月の議会の、確認したときには、第3工区で酒田街道線が、県道58号だっけか、56号線で、一旦本線につないで、そこで供用するというような形ですけども、全体工事の中で計算並びに金額が浮いてきたから、その分が発注になって2,000万円の使う費用が充当になっているのか、ここでその4工区分の予算が補正になっていないようですけども、その4工区分の工事費に係る費用の出どころじゃないですけども、その流れと、あとは第2水源地から浄水場を経由して上の配水池まで管がつながって、完全に新しい管として全線を供用するような形になるのか、そこら辺を伺います。

地域整備課長 4工区の予算につきましては、この事業についてはご存じのとおり、補助事業でございます。当初予算の枠の中で予定しておりまして、総枠で予定しておりました。そんな中で最終的に請差も出てきておりましたので、そんな中で与えられた予算を執行するために4工区が、ちょっと言葉あれなのですけども、最終工区ということで今年度発注したところ です。

それで、その原田山の配水池までの区間なのですが、平成29年度以降も若干残っております、ちょっと手元にこれも大変申しわけないのですが、資料ないのですが、ちょうど萬歳の鯉屋さんのため池ありますね。ため池というか、あそこからちょっと上までが今年度の工事分なので、残りが1キロまではないのですが、原田山の配水池まで残っているというような状況となっております。それは次年度以降考えております。

議長 ほかにありませんか。

6番 1点確認、教えていただきたいと思います。62ページの歳入です。歳入で6款の、6－7－1ですか、雑入で240万円ございますが、この内容について伺います。

地域整備課長 雑入の241万6,000円でございますが、平成27年度の消費税の還付金でございます。

確定申告しておりますので、今年度還付となっております。その額でございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第66号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議長 日程第4 議案第66号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

5番 このこと、これから質問することにつきましては、集落の排水、下水道も絡んでいますけれども、この場で質問させていただきたいと思います。

集落排水施設の管理、要するに汚泥の処理とか、あと水質を浄化して用水路に流すというふうな管理につきまして、以前ですと中川衛生社で行っていたわけですが、これがこのたび新聞報道になりました方へ移ったという話を聞いておりますが、この移ったのが、いつからその方をお願いしたのかというようなことと、最終的な決裁権限者は誰であったのか、お聞きしたいと思います。

地域整備課長 ただいま議員からご質問あった件であります。皆さんもご存じかと思いますが、12月1日、山形新聞等々に載っておるのですが、載っている状況であります。うちのほうではこの業者については今年度から集落排水事業の長者原・富田・堀内の処理施設に関して管理委託をお願いしているところであります。それで、あのような形に新聞等に出てしまったわけなのですが、町としては情報が全然入っていませんので、その以降のことに関してはちょっと答えることができません。ただ、管理をお願いしておった施設に関しては、ことしの4月1日からその3施設について管理委託をしておりました。そのようなところになります。

そこら辺につきましてはもう1点、その業者を選定して契約に至ったわけなのですが、町のほうでももちろん指名審査委員会を開いていただきまして選定していただいて、入札をしまして、業務委託に至っております。

町長になっております、決算権者は、はい。

5番 4月1日以降から契約したということですが、その私に入っている情報ですと、この舟形町に中川衛生社とその業者、2業者はまずいというようなことで、税務福祉課のほうで許可は出したものの、その後、まずいというようなことで、その許可証について取り上げた、回収したというふうに聞いております。そういったことがあったのか、なかったのか、

お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 昨年まで3月で、その件についていろいろと話なされたときに、私同席していましたので、お答えしたいと思います。

本来であれば、今奥山議員さんがおっしゃった許可を取り消したという話というのは、いわゆる汚泥運搬の許可の取り消しというふうになっています。これについては、税務福祉課のほうで環境衛生を持っていまして、一般廃棄物の処理運搬の許可というふうなことでの許可については1社というふうに規定してございます。それにつきましては、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律というふうなものに基づいて、町が計画を立てている、その中で1社というふうになっています。

ところが、昨年度、担当のほうで許可を出してしまったというふうなことで、運搬業については大変瑕疵があったというふうなことで、それを戻していただいたというふうになっていますが、もう一つは、清掃業務の許可というふうなものについては、浄化槽法での許可になっております。それは何の規定もなく、本来十分な内容を備えておれば許可を出さざるを得ないというふうなことで、その許可については地域整備課のほうで許可を出しております。それは審査した結果、何の落ち度も、内容も問題なかったので出しております。と同時に、県のほうにも同時に提出しておりまして、県のほうでも許可を出しているというふうになってございます。

その段階で取り下げたというふうなことについては、そういうご指摘をいただいて、町では1社というふうになっているのに、なぜ2社出したのかというふうなことで、それは改めて取り下げたというふうなことですが、今回、先ほど地域整備課長の話にもありましたように、清掃業については終末処理場の清掃業については入札を行って、それで従来どおりの入札をして行って、それでやっていたというふうな経過でございます。問題になったというのは、先ほど申し上げました汚泥運搬の許可を2社に出していたというふうなことでの調整を図ったというふうなことで記憶してございます。

5番 そうしますと、運搬等について取り消しをしたということで、そのことが、その許可がなくても役場の業務上何ら支障はなかったというようなことでいいのですか。

まちづくり課長 従来、中川さんのほうには長沢地区の終末処理場をお願いするというふうな入札の結果になっておりまして、今回新たにした業者につきましては3カ所というふうなことで、確かに運搬業務が当然出てきます。そうした場合、業者同士協力してというふうなことで、町のほうでは指導しながら今回の入札、運用というようなことでさせていただいたところです。

議長 ほかにありませんか。

2番 同じ款項目で関連質問ですけれども、今経緯等、説明いただきましたけれども、問題にな

るのは、今現在管理状況が適切に行われているかということが心配されるわけです。会社法人登記しての話だと思いますけれども、実際その方が今現在いないという状況にあるわけですから、その点を踏まえて今、そのことが支障にならず管理なされているのかお伺いします。

地域整備課長 今の質問にお答えしますが、逮捕以来、逮捕されてから、本来うちのほうで業務委託するに当たって、保証人となる業者をつけていただいております。それで、保証人に関しては山形環境エンジニアリングさんが保証人になっておりましたので、そういう事件が発覚して逮捕になった次の日からお願い、その管理については保証している会社をお願いしております。

議長 ほかにありませんか。小国君、関連は1回に限っていますので、改めてお願いします。

5番 私が聞いている情報では、その山形環境エンジニアリングですか、その逮捕された方と一緒に組織に入っているというふうに私は聞いております。そうすると、同じ組織の人間にまたお願いをするというのはちょっとまずいんじゃないのかなというような感じがするわけです。もう少しこの逮捕された方が法人、この登記している組織の中に、その山形環境エンジニアリングですか、その方々のメンバーが入っているとすれば、そこをお願いするというのはちょっとまずいんじゃないのかなというような感じがします。そこら辺がどうなのかなというようなことで、今課長から答弁あったのが間違いないのか、再度お聞きしたいと思います。

議長 5番議員、関連ですか、それは。（「いえ、関連ではありません」の声あり）

地域整備課長 逮捕になった会社、山形バイオという会社であります、その確かに役員になっております。役員になっている方が山形環境エンジニアリングの役員でもあります。そこら辺はダブっているわけなのですが、うちとしては保証する会社に、会社と契約しておりますので、個人じゃないので、そのような形で保証されている保証人である山形バイオさんの会社をお願いしております。

5番 というのは、なぜこういうことを言うかということ、地元の中川衛生というのがありながら、山形エンジニアリングに行っただと。最終的にその会社のもくろみにはまったのではないのかなという感じがするのです。やはり地元にあるとすれば、地元のほうを利用していくというのが筋だろうというふうに思いますが、最終的には山形エンジニアリングのほうで何とかその業務を行いたいというようなところで、そういうふうな方向に行っただのかなというような感じがしているので、どうも逆に役場のほうもはめられたような、私、感じを受けているのです。それについてもう少し、役員に入っているとすれば、丸っきり違うところに委託するのが筋なんじゃないのかなというような感じがしますが、そのことについて再度お聞きします。

町長 通常の保証人といいますのが、その請け負った業者の当然委託、受託した業務内容をその

受託した会社ができないときに、その業務を補完するというふうな意味合いで保証人です。
ということで、契約内容、契約金額に基づいてその業務を行わなければならないというふう
になっていますので、改めて別の業者にとなりますと、また改めて別の契約をせざるを得な
いというふうなこともありますし、当初の契約の中で保証人が定められている以上、保証人
のほうからその業務を遂行してもらうというのが筋だというふうに思います。

議長 ここで、1時40分まで休憩をします。

午後1時26分 休憩

午後1時56分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

5番 大変経過等につきましても十分説明をいただき、わかりましたが、今後こういうふうな事
案等が発生しないように、十分業者等の選定に当たっては、十分審査をして行っていただき
たいというふうなことをお願いをしまして、質問を終わります。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決します。議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

**日程第5 議案第67号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につ
いて**

議長 日程第5 議案第67号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に
ついてを議題とします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

ここで、教育次長より発言の申し出がありますので、許可します。

教育次長 午前中の一般会計補正予算の審議の中でお答えできなかったB&Gプールの利用状況
についてお答えします。

今年度、7月16日から8月30日まで、8月の13日のお盆の日を除く全日開館してございます。
そして、利用者につきましては、7月が435人、8月が830人、合計で1,265人となっております。
前年度が796人でしたので、対前年比で469名の増加となっております。以上で
す。

議長 本日の日程は、これをもちまして全て終了いたしました。

あすは午前10時より再開をいたします。午前9時45分までご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時00分 散会

平成28年12月 8 日（木曜日）

第 4 回舟形町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成28年舟形町議会第4回定例会第3日目

平成28年12月8日（木）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 敏 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課財政管財班長 伊藤 茂 樹
副 町 長 酒 井 雅 彦	教 育 委 員 長 高 橋 純 康
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	教 育 長 齊 藤 涉
総 務 課 長 中 山 進	教 育 次 長 叶 内 範 夫
まちづくり課長 伊藤 幸 一	農 業 委 員 会 会 長 加 藤 勝 義
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子
産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明	監 査 事 務 局 長 斉 藤 洋 一
兼農業委員会事務局長	
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一	主 任 石 川 忍
---------------------	-----------

議事日程

日程第 1	議案第68号	舟形町農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定について
日程第 2	議案第69号	舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第70号	舟形町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第71号	舟形町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 7 2 号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 7 3 号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 7 4 号 町有財産の処分について

日程第 8 発議第 5 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

日程第 9 議案第 7 5 号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 10 議案第 7 6 号 舟形町人権擁護委員の推薦について

日程第 11 委員会付託の審査報告

請願第 3 号 30 年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる舟形町農業再生協議会の機能発揮に関する件について

日程第 12 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時18分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第68号 舟形町農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定について

議長 日程第1 議案第68号 舟形町農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定についてを議題とします。

産業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

4番 大変詳しい説明ありがとうございました。今最後のほうで、地区割ではないですけれども、ような説明があったわけですが、これについてはもう決めているというふうな発言ですけれども、それではないように私は感じております。あくまでも地区割ではなくて公募であって、自薦、他薦という形で選択するべきだと思います。そのような状況で、恐らく今の説明がちょっと不十分だったような感じがします。

それと同時に、この農業委員会制度は町長任命権を議会を同意をするというふうな形なわけです。農業委員会法からすれば、舟形町の場合は定数は上限19名まで設けられるわけですが、条例によって10名というような形を設定しているわけです。

それと同時に、適正化推進委員、この4名というのは、この条例とともに、一緒に制定するわけですが、もちろん選任、これは町長選任じゃなくて、農業委員会で選任するわけですが、農業委員会と同様にこの4名の方の活動が重要視されるかと思います。公募に当たって上がってきた人間を的確に任命していただき、なおかつ農業委員会のほうに今後の農業を的確に行政、中間管理機構、再生機構とともに連携しながら、舟形の農業を活発化していくためにも、この最適化推進委員の選任を農業委員会に対して、しっかりとしてこの活動をできる人を任命するようにという意見を町長のほうから農業委員会に対して出していただきたいと思います。

今年度、舟形町の農業はだんだん園芸課が進んでおります。アスパラに関しては今1ヘクタール6名の方で頑張っているわけですが、来年8名ふえて14名になります。人数はふえるけれども面積は今の1ヘクタールから2ヘクタールになるだけです。その中身といいますのは、やはり国の園芸戦略の補助金をいただきながら町で、きのうも質問ありましたけれども、残額に50%最大限出していると。10アールに100万円のうち国から半分来れば、残り半分町で単独で助成すると。ゼロ円の出資で1反歩だったらできると、これが逆に言うとネッ

クになっているのです。伸びない理由の1つであろうかと思います。と同時に、農地整備がされていないために、なかなかその適正な農地がないと。作付する農地がなかなかない。というわけで伸び悩んでいる部分があります。要するに、農地を最大限に適正化するためにも、今回の改正で適切な委員を選任することは重要視がされていると思います。

今後舟形町の活性化のためにも、ぜひ町長の任命県とともに、農業委員会に強くこの適切な人員を選択するように発言をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

町長 地区割の話は、多分10名をとという根拠として農業委員会の総会の中で、農業委員の方々が、どこどこ地区何名で合計で10名というような話であって、新しくできるその公募による新制度の10名に地区割ということではないというふうに思っております。

それから、定数が最大19名ということの話がありましたが、舟形町の遊休農地も含めて耕地面積、農業委員会で捉えているのが1,620ヘクタールでございますので、16人が上限というふうなことだと思います。

それと、推進委員の適任といいますか、しっかりと農業委員会のほうで選任をしていただきたいというような条件をつけろということでもございましたので、その点についてはしっかりと新しく選ばれた農業委員会の方々に伝えていきたいというふうに思いますし、そうしなければ、やはり議員さんがおっしゃられる農業の振興につながっていかない。特に農地中管理機構を中心とした農地の集積、そういったことも含めて進んでいかないというふうに思いますので、それらを含めて、踏まえて、しっかりと伝えていきたいというふうに思います。

4番 私の勘違いであったか、大変申しわけないですけれども、1,300ヘクタール以下であれば、定数が最大限14名、それを超えるものは19名というふうな認識が私にはありました。今回の適正化委員に関しては、これは基本的に全部の町村が義務づけられているわけではなくて、要件でそれを設置しなくてもいい市町村が出てくるわけです。その要件も集積であったり、農地整備だったりというものの要件がつくわけですが、その中でやはり今言われたとおりに、地区割じゃなくて、とにかくやりたい方を公募をして、手を挙げていただいて、女性の方であれ男性の方であれ、しっかりとした形の中で、今後を見据えるような人材を選任していただきたいと思います。

最上町の場合は、農地が整備されているから、一気にアスパラ農業の大産地になってきた。舟形町もそういう産地化を目指すには、やはりこの今から新しくなろうとする委員の活動が重要視されます。ぜひ的確な選任をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ほかにありませんか。

3番 4月1日より新しくなるわけですが、公募をしなければならないというふうなことになるようです。それで、4月1日まで決めなければならないのですけれども、公募

はいつから始める予定ですか。

産業振興課長 タイムスケジュール的には、1月になって早速公募というような形をとらせていただいて、それでも1カ月程度というふうなことになりますので、1カ月間はまず募集をするというふうに行っていきたいなというふうに考えております。

議長 石山議員、いいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。

8番 この農業委員会の条例改正は、上の法律改正からなってきた流れで、これはどうしようもないと思いますけれども、本来ならば、農業委員は農業をやっている方の公選制がベストだと私は今も思っております。今の大きな世の中の流れを見ますと、権力が一極集中に向かっているのかなという大きな危惧をしております。民主主義の原点は民であります。その民の力をそいで上からの方針でやるということ自体が、私は大きな危惧、危ない方向に向かっているのかなと感じております。ただ、この公募、下の規約等、またそれを宣言する町長の責任と、また議会が同意するというようなことで、大きな責任が我々に与えられたことも事実であります。それをもちまして、町長は農業者の気持ちになって、そして公募された方を選しながら、町の農業の将来を間違わないような方向に導くべく義務なり、また努力しなければならぬと思いますので、その辺の決意を町長のほうからありましたらお願いします。

町長 このたびの農業委員会のほうの改正については、国でいろいろと思惑があるということなことは十分承知しておりますし、その言いわけとして全国の多くの農業委員会において選挙が行われていないというふうな事実を、いろいろな検討部会等であって、そのほかを自民党の部会の中でそれを承認してきたという経緯もあるようです。それについては、法律として決まってしまったことなので、しっかりと受けとめなければならないというふうには思います。

ただ、議員さんがおっしゃられるとおり、公正、公明、そしてやはり民主主義というふうなところの観点の中で、農業をどうやって振興していくかというふうなことで、多くの方々からの意見を聞くというふうなスタンスについては変わりありませんし、ぜひいろんな方々から公募した場合に自分で立候補と言わないのしょうけれども、応募していただいて、いろんな農業行政に意見を出していただければというふうに思いますし、その際については喜んでそういう方々の声にも耳を傾けて、農業振興に努めていきたいというふうに思います。

前にも申し上げたかもしれませんが、農業は舟形町の一番の成長産業だというふうに思っておりますし、農業を振興することで舟形町が活性化するというふうに私は思っておりますので、そういう観点からしっかりとその農業委員の人選についても考えていきたいというふうに思っております。

6番 今回新しく制度が設けられます、この推進委員の方の仕事というのは何をされるのですか。

産業振興課長 推進委員の活動としては、1つ目が、人・農地プランというふうなものを町で作成していいですが、それにおける、集落における農業者との話し合いの場をつくるというふうなところが1つあります。それから、個別訪問や調査などというふうなことで、農地の出し手、受け手のなる、担い手に対する農地のあっせんというのが2つ。さらには、中間管理事業の活用を促進していただくというふうなことも1つあります。さらには、遊休農地の発生防止・解消に向けた農地利用状況の調査、それから意向調査というふうなものについても協力していただく。農地のあっせんや農業所得者等の調整活動を通じて、既存の担い手だけでなく、新規就農者や企業等の参入支援というふうなものについても行っていただくというふうなことでなっております。

6番 今課長がさまざま人・農地プランから始まって、農地のあっせん、担い手の何ていいですか、そういうあっせんも話がありましたけれども、それは今までもあった仕事ですよね。それは今までどなたがやっておったのですか。

産業振興課長 これについても今までも同じように農業委員会の中でやってきたというふうなことになります。委員は総会にて決定権はないのですが、委員とともにこれらの活動をしていくというふうなことが必須事務というふうな形になっていますので、農業委員会の委員とともに、一緒に行っていただくというふうな形を想定しております。

6番 ちょっと聞き方が悪かったのだけれども、今までもその仕事があって、それは今までの農業委員の方がやっておったんですよね。今度農業委員の方と一緒にその推進委員の方が一緒になって、そのあっせんなり、さまざまな仕事をしていくということなのですか。今までやっておったのであれば、その推進委員なんて要らないんじゃないですか。今までの農業委員の方で十分にやっていけるんじゃないですか。そこを言いたいですよ。

町長 斎藤議員言われるとおりでございまして、農業委員会の業務を今言われた、説明したことについてやっておりまして、さらにつけ加えられたのが農地の最適化というふうなことが明文化されて、その業務をというふうなことなのですが、国の流れとして農業委員の数を減らすという1つの目的がございまして、そういったことの中でいって、それを補完する意味で推進委員という制度ができたというふうな内容になっております。

うちのほうは、今も定数的には変わりませんので、本来そういうものが不必要なのではないかということなのですが、国のほうで推進委員を置かなくてもいいというふうな場合の条項に舟形町のほうがちょっと当てはまっていないものですから、新たに農業委員会の業務にプラスして、その方々を選任しなければならないというふうなことになっておりまして、そのために農業委員会の業務、10人プラス、それから今度は農業に関係ない人も入れなさいというふうなところもあるものですから、そういったところでの補完というふうな意味で推進委員を置きなさいというふうなことになっております。

というふうなことで、推進委員の、どういう人がいいのかというのは、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者というようなことで、具体的にはというので出ているのですが、普及指導員の経験者、もしくは経営を次世代に移したような、そういう方が推進委員にはふさわしいですというふうなことが出てきているようです。

そういったところで、基本的には農業委員会の今までの業務と変わらないところが多いのですが、そういう制度を設けろというふうなところの中で設置するというふうなことでございます。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第69号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第2 議案第69号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第70号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第3 議案第70号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

8番 農業委員会関係ですが、新しく農地利用再生化推進委員ということで報酬が18万4,000円ということで明示されましたけれども、さっき振興課長からの説明によりますと、結構推進委員の役割、仕事、遊休農地の関係から人・農地プランの作成の補助までいろいろな多岐にわたって大きな仕事がありますけれども、この18万4,000円の積算の根拠、伺いたいと思います。

産業振興課長 今ご指摘ありましたように、推進委員の仕事についてはいろいろとあるわけです。しかしながら、総会等の出席とか、それからさまざまな会議の出席というようなものについては今のところ考えていないというようなことも想定していますので、これについては委員の80%というふうなことで、各、これまでこの改正をやってきた自治体等と、それから農業会議との話なんかもしろいろ聞きながら勘案しまして、委員の80%というふうなところを町では採用したというふうなところであります。

8番 今委員の80%という積算根拠でありますけれども、仕事の内容を見ていますと、会議等に出席はしなくてもいいと。ただ、いろんな議決機関に加わらないために、自分の意見を発言する場がないのが、これは推進委員だから当然だと思いますけれども、仕事だけ多く、農業委員会と同等の仕事か、それ以上の大きな仕事があるのではないかと、私なりに今思っております。そんな関係上、できれば農業委員の同等のぐらいの手当があってもしかるべきなのかと私は感じますので、その辺の考えがありましたらお願いします。

町長 農業委員会の推進委員の報酬について、農業委員会の会長のほうとか、いろいろ協議をさせていただきました。やはり県内の市町村の状況を見てみますと、中山町が一番低くて、委員が20万円で、推進委員は10万円というふうなことです。それから、南陽市が一番委員が高くて39万6,000円で、推進委員が24万円、それから舟形町が農業委員については23万円なのですが、同様の金額の遊佐町、河北町、それから三川町あたりが24万円の委員でありまして、その推進委員の金額が18万円、それから19万2,000円というふうなことになっておるようです。そういったところを検討しながら、農業委員会のほうでもその報酬の額というのを設定してきたのかなというふうに思います。やはり委員は毎月1回総会がございますが、推進委員についてはその出席義務がございませんので、それについて出席の要請があったときに出席す

るというふうなことでございますので、やはりある程度委員と推進委員との職責の部分があって、18万4,000円というふうなことで設定したというふうなことでお聞きしておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

8番 大体今の考えもあると思いますけれども、実際、地区で本当に汗をかいて働いてやっていただくのは推進委員ではないのかと思っています。だから、金さえあげれば推進委員が一生懸命地区のいろんな問題解決に奔走するという考えと、また自分の使命と役割をしっかり自覚して、そして地区の農家のために一生懸命やっていただくのが本来の推進委員の役目だと思いますけれども、一生懸命やはりやっていただくには、それ相応の中で適正なる報酬なり賃金なり払ってしかるべきなのかと思っています。ただ、委員と報酬の差額が大体1人5万ちょっと、4名ですから、これを単純に計算しますと20万ちょっとというような形の経費の増になりますけれども、それ以上に働いていただくことによって、それが逆にプラスになるのかなと感じますので、できればもう少し推進委員の給与、報酬なり、上げていただくような方策をとっていただきたいと、それを強く要望いたします。

町長 今回はこういう形で提案させていただいておりますので、来年等々、その内容等についてもう一度新しい農業委員等の方々と相談をしながら、そういう要望があったということでお伝えをしながら検討させていただければというふうに思います。

4番 私も全く8番議員と同じ意見を持っております。先ほど課長からも説明ありました。今町長からも説明ありましたけれども、農業委員に関しては毎月定例会総会なりと、県内外の大会等に出席等があるかと思いますが、やはり農地を、今整備されていない農地を適正化にして活性化していくためには、推進委員のやはり訪問活動なり、まとめ役が最大だと思います。そういう意味からすれば、会議には出席しないけれども、ほかにいろいろ出向いて手腕を出しながらまとめていく、推進していくという形になろうと思います。仕事量は全く農業委員と何ら変わらない、以上に仕事量がふえるか、期待するものがふえるかだと思います。よって、やはり農業委員同等の手当をもってやっていただくのが適当だと思いますので、私のほうからも強く、そういう旨の要望をしたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。議案第70号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。
これより質疑に入ります。

日程第4 議案第71号 舟形町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第4 議案第71号 舟形町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。議案第71号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第72号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第5 議案第72号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 確認だけ。ちょっと今、課長の説明、新旧対照表で29ページの第12条の2と言いましたよね。17条の2ですよね。

税務福祉課長 申しわけございません。もし12条の2と発言したとすれば、ここ記載のとおり、17条の2でありますので、大変失礼しました。

議長 6番、よろしいですか。(「はい」の声あり)

ほかにありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決します。議案第72号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第73号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第6 議案第73号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。議案第73号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第74号 町有財産の処分について

議長 日程第7 議案第74号 町有財産の処分についてを議題といたします。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

5番 確認ですが、この建物は現在は役場名義になっているということなのでしょうか。

要するに、表示登記、保存登記しているのか。この辺のところについて確認したいと思います。

総務課長 これは役場のものですけれども、保存登記関係については、役場のほうは全てしておりませんので、役場のものですけれども、登記関係については全てしておりま

せん。

5 番 そうしますと、今回この無償譲渡した後については、地縁団体というふうな形で登記するのか、しないのか、ここら辺ちょっと、情報ありましたら教えていただきたいということと、もしする場合ですと、司法書士等にお問い合わせすればお金かかっちゃうのかなという感じがするのですけれども、この辺について、もしする場合、役場のほうで代行してやってくれるのかもあわせてお聞きしたいと思います。

総務課長 町のほうで聞いているのは、まず土地は所有者が今現在、加藤精一さん名義になっておりますけれども、土地がその借りた土地に部落のほうから用意していただいたところに町が建てると。その土地、建物は町のものになっていますけれども、それについては土地とともに、建物とともに登記をするというふうに町のほうでは伺っております。そのお金については、町のほうで負担するというようなことは一応考えておりません。

5 番 負担ではなくて、町のほうで嘱託登記という形で、やはり町内会の負担を減らすような形で登記ということは考えていただけないのかというところなのです。

総務課長 町が求めるものではなくて、町内会が求めるので、ちょっとそこについては町がすることは想定しておりませんし、登記をかける場合、図面等が必要になります。先ほど申し上げましたとおり、町のほうでは表示登記も全然やっておりませんので、それを改めて図面を、土地に対しての位置図とか、登記に必要なものがございますので、その辺について町のほうでそういったものもあって、するということになれば、そういう便宜供与も確かにできるかもしれませんが、改めてその図面をつくって起こさなければならないので、それについては、物的にも相手のほうにお渡しするので、相手からしてもらうというふうな前提ですので、町のほうでは考えておりません。

議長 5番議員、いいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。議案第74号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 発議第 5 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

議長 日程第 8 発議第 5 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。（「休憩」の声あり）

暫時休憩をします。

午前 11 時 36 分 休憩

午前 11 時 37 分 再開

議長 会議を再開します。

8 番 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認め、これより発議第 5 号を採決します。発議第 5 号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、発議第 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 75 号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長 日程第 9 議案第 75 号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第 75 号を採決します。議案第 75 号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 7 6 号 舟形町人権擁護委員の推薦について

議長 日程第10 議案第76号 舟形町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。議案第76号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 委員会付託の審査報告

議長 日程第11 委員会付託の審査報告を議題といたします。

請願第 3 号 30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる舟形町農業再生協議会の機能発揮に関する件について、審議をします。

請願第 3 号、佐藤広幸総務振興常任委員長の報告を求めます。

総務振興常任委員長 平成28年12月 8 日 舟形町議会議長 八楸太殿。総務振興常任委員会委員長 佐藤広幸。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、請願第 3 号。付託年月日、平成28年12月 6 日。件名、30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる舟形町農業再生協議会の機能発揮に関する件について。審査結果、採択。以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより請願第3号について採決します。請願第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、請願第3号は採択とすることに決定をいたしました。

日程第12 議員派遣の件議

議長 日程第12 議員派遣について議題といたします。議員派遣の内容については、配付している資料のとおりです。議員派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして平成28年度12月定例会に付された事件は全て審議議了いたしました。町長よりお礼の申し出がありますので、お受けします。

町長 平成28年度第4回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

12月6日から3日間の日程で、平成28年度一般会計補正予算、介護保険特別会計補正予算、簡易水道特別会計補正予算、農業集落排水事業特別会計補正予算、公共下水道事業特別会計補正予算と、予算の補正が5件、舟形町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定が1件、舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、舟形町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、舟形町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について、及び舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてと、条例の制定が5件、財産の処分が1件、舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について、舟形町人権擁護委員の推薦についてと、人事案件が2件、合計14件につきまして、満場一致でご決議賜りました。まずもって御礼を申し上げます。

一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は真摯に受けとめまして、行政運営に努めてまいりたいと思います。

結びになりますが、議員各位におかれましては、年末で忙しくなる時期、そして除雪等の負担が多くなる季節であります。健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。3日間どうもありがとうございました。

議長 これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。平成28年第4回舟形町議会定例会を閉会いたします。3日間にわたる慎重審議、大変ご苦労さまでございました。

午前11時57分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 湊 太

署 名 議 員 斎 藤 好 彦

署 名 議 員 加 藤 憲 彦